

～すべての教職員が身につけておきたい情報モラル～



平成17年3月

兵庫県教育委員会

はじめに

情報化の進展

高度情報通信ネットワーク社会の進展や国の「e-Japan 重点戦略」などを受け、新しいコミュニケーション手段としてインターネットが学校・家庭に広く普及する一方で、保護者の意向あるいは自分自身の意思で携帯電話を持つ子どもが増加するなど、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。

県教育委員会でも学校の情報化を推進するため、平成14年度から高速インターネット環境の整備（教育情報ネットワーク（愛称：ゆずりはネット））、校内ネットワーク整備などを進めてきました。一方その間に、各学校においては、「生きる力」の育成への方法の一つとして積極的にインターネットを利活用する取組が行われています。特に本県では、阪神・淡路大震災の際にインターネット活用が有効な情報交換になったことを生かし、平成16年10月の台風23号による災害時には、県立学校のWebページに生徒の安否に関する情報を掲載し、生徒からの電話や電子メールによる安否確認を行った事例も報告されています。このように、今では情報収集や情報の受発信の手段として、インターネットはなくてはならないものになってきています。

情報化のもたらす課題

このようなインターネットの急速な普及に伴い、有益性だけでなく、その影に潜む危険性についても目を向ける必要がでてきました。インターネット上では、有益な情報とともに有害な情報も多数氾濫しています。そしてこれらの有害情報は想像もできないところまで日常生活の中にも入り込んできており、いっどこで子どもたちがこれらの情報に接触するか予想もつきません。

また、インターネットは、情報の発信、受信といった双方向性をもった情報通信手段であり、時空間にとらわれない利便性から教育的活用として大きな可能性を秘めています。しかし、その反面、情報発信、受信に伴う事件・事故などのトラブルに巻き込まれる危険性も高まってきているといえます。例えば、日常生活と異なるネットワーク環境において、見知らぬ人と接する際の礼儀や振舞いから生じるトラブル、作文能力の不足と不適切な文章表現が招く意志伝達の誤解、個人情報の誤った送信など、子どもたちが気付かないうちに人権侵害の加害者や被害者になってしまうことも考えられます。

さらに、心身の健康面から、インターネットなどへの過度ののめり込みによる適応障害などの心身の健康への影響、仮想世界から得た情報と現実世界から得た体験との不整合から起きる問題、携帯電話使用時のマナーや電子メール等への依存などの問題や課題に対し、適正な活動を行うための考え方や態度の育成が求められています。しかし、現実には子どもたちがトラブルに遭ったとき、危機回避のために相談できる大人が身近にいないということも課題となっています。

教育の場に求められること

これらの課題に対応することは、学校教育の中でも喫緊の課題であり、保護者や警察などの関係機関と連携して課題解決に取り組んでいく必要があります。また、情報モラル育成は技術革新による高度情報通信ネットワーク社会への移行に伴って、早急に進めなければならない教育課題のひとつです。

そこで子どもたちが、新たな情報メディアの利用によって生ずる事件・事故などのトラブルを防止するためには、子どもたち自身が日常生活で求められるモラルに加え、より高い判断力や責任能力を身につけることが必要となります。また、子どもや保護者からのトラブルに関する学校への相談に素早く対処するためには、教職員自身が、情報に対する判断力や処理能力・情報管理能力を高めるとともに、人権意識の高揚を図り、子どもたちに安全な環境で、主体的に情報に接する態度を育成する教育を行っていくことが求められます。

そのため、県教育委員会では児童生徒の指導に携わる教職員が、まず情報モラルの育成に向けて研修を深めることを目的とした「情報モラル研修教材」をここに作成しました。校内研修等において本冊子を活用し、各校での情報モラル教育を充実させ、学校の情報化を一層推進していただきたいと考えています。

も く じ

はじめに

1	情報社会における情報モラル教育の必要性	1
	(1) 情報社会の真ただ中に投げ込まれている子どもたちの現状について	
	(2) ネットの時空間へ教師が関わらなければならない現状について	
	(3) メディアのデジタル化，双方向化，マルチメディア化等の将来性について	
2	インターネット等を利用した情報収集・利用におけるルール・マナー	5
	(1) 情報収集する際の留意点	
	(2) ネットワークを利用した犯罪に遭わないために	
	(3) 著作権について	
3	電子メディアを用いたコミュニケーション場面におけるモラル	8
	(1) メディアを用いたコミュニケーションへの心構え（ネチケット）	
	(2) 電子（携帯）メールで，トラブルを起こさないために	
	(3) 携帯電話（ケータイ）を利用する際の基本的なルールとマナー	
	(4) 便利で有効な情報交換のために	
4	Web 公開における発信者の責任	13
	(1) Web 公開目的の明確化	
	(2) Web 公開でのルール・マナーと留意点	
	(3) その他の留意点	
5	学校での情報や児童生徒を守るために	17
	(1) 人間関係や心身の健康に関する問題	
	(2) 個人情報の保護，プライバシーの尊重	
	(3) 身近な情報セキュリティ	
	(4) トラブル発生時の対応	
	(5) 発達段階に応じた情報モラル教育	
	(6) 家庭との連携	
6	授業実践事例	24
	(1) 年間カリキュラムについて（A校の例）	
	(2) 情報モラル研究授業について（B校の例）	
	(3) 校内研修について（C校の例）	
	(4) 情報モラル研究指定校の生徒の反応	
付 1	用語解説	付 1
	（本文中の※印は，用語解説をしています。）	
付 2	情報モラル教育に関する Q&A	付 4

おわりに

1 情報社会における情報モラル教育の必要性

なぜ、情報モラル教育が必要なの？

高度情報通信ネットワークの進展により、社会生活が大きく変わろうとしています。

その中でも、インターネットは時間や場所に関係なく、個人個人でいつでも情報の受発信ができます。また、インターネット上では、従来接し得なかったような人々とリアルタイムに知り合うことができ、新たなコミュニケーションの場として多くの人々が利活用しています。

このようなシステムは、大変有意義な機能であり、多くの人々が利用し、その利便性を得ています。しかし、インターネットの利用者が、すべて善良な人間とは限りません。相手を陥れるのが目的の人、無責任な考えを持った人も多くいます。また、直接会わないため、匿名性・覆面性が高く、偽った情報で作成された Web サイトなどもあります。

さらに、だれでも簡単に情報発信ができることから、有益な情報以外に、不正確な情報、作為的な情報、悪質なデマ、わいせつな情報等も流されている危険性を理解しておかなければいけません。

(1) 情報社会の真ただ中に投げ込まれている子どもたちの現状について

- ・ 情報機器の利用が、子どもたちの間で活発になっていること
- ・ 家庭においては、無防備に情報機器を与えている現状があること
- ・ 子どもたちの情報機器の使用実態と保護者の意識のずれが生じていること

現在では、小学校に入る前の子どもたちから大人までインターネットや携帯電話などの情報メディアを活用しています。例えば、小学校理科での「私たちの气象台」などの授業では、気象庁のホームページにアクセスし、リアルタイムで雲の動きや雨の移り変わりを見て、天気は西から東へと移り変わっていくことの学習に役立っています。また、中学校社会科地理的分野の世界の国々のことを学習する単元では、インターネットを利用して自分の興味・関心のある国や、その国の地理について、教科書を補うための情報収集の道具として学習に役立っています。また、教科指導での活用はもちろん、災害時の安否情報の確認などにも活用されています。

① 子どもたちのメディアの活用実態について

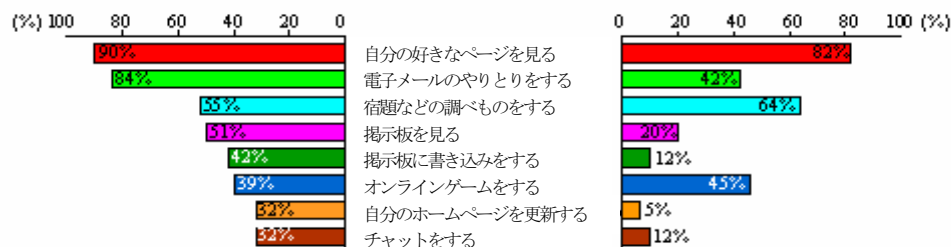
【インターネット利用実態について】(マイクロソフト社 調査平成16年7月 対象小学5年生～中学3年生400人及びその年齢の子どもを持つ保護者、インターネットによる調査)

(小・中学生)

問 あなたがいつもパソコンでインターネットを使ってしていることを教えてください。

(保護者)

問 お子様がインターネットで何をしているのか、あてはまるものを全てお知らせください。



【利用実態について】(ライフメディア社 調査(IMI ネット調査)平成16年6月 対象12～13歳女子、インターネットによる調査)

- 家庭でのインターネット利用率(85%)
- 自分のホームページを持っている(69%)
- インターネット利用開始時期について 小学校高学年(70%) 中学年以下(26%)
- 掲示板利用経験(94%)
- チャット利用経験(94%)

子どもたちのメディアの活用実態と保護者の意識に差があることについては、上記マイクロソフト株式会社MSN事業部が平成16年7月に実施した「ネット社会と子どもたち」と、株式会社ライフメディアが平成16年6月に実施した「小学6年・中学1年の女兒の意識とインターネット利用について」の調査結果では、以上のように報告されています。

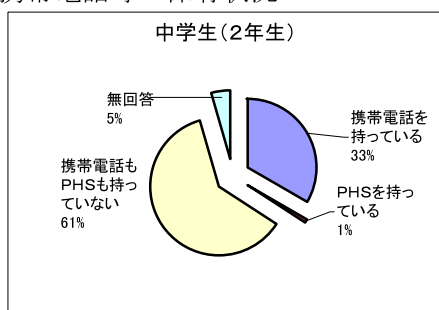
このアンケート結果を踏まえて、子どもたちはWeb ページ閲覧に留まらず、自ら情報発信し、知人以外の相手とのコミュニケーションも積極的に行っていることがわかります。

②家庭でのインターネット接続について

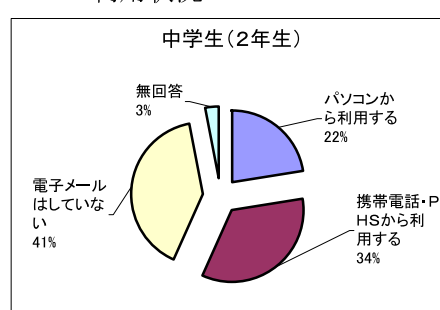
インターネットや携帯電話などの情報メディア活用により、「人間関係が希薄化する」と言われることが少なくありません。しかし、実際にはこうした情報機器を利用することにより、人間関係がより濃密化、複雑化してきているというのが現状です。これは、子どもたちの間で、情報機器を活用した密度の濃いコミュニケーションが図られていることの表れであり、これらに対する指導が必要となってきています。

家庭でのインターネット接続については、日本PTA全国協議会が平成15年に実施した「青少年とインターネット等に関する調査」では、以下のような結果となっています。

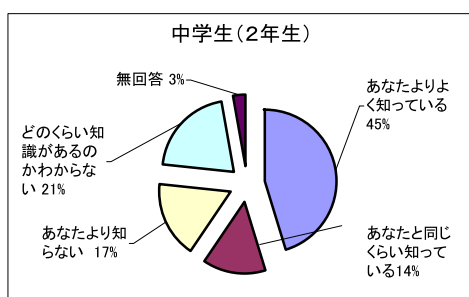
○携帯電話等の保有状況



○電子メールの利用状況



○「ネットの知識は子どもの方が上回る」とした保護者の回答



この調査結果によると、中学2年生では3割以上が携帯電話を持ち、5割以上が電子メールを利用した経験があります。また8割近くが自宅のパソコンでインターネットを利用した経験があると報告されています。

子どものインターネットの知識については、4割以上の保護者が子どもの方が上回るとしています。

また、有害サイトへの接続を阻むフィルタリングソフトを知っている保護者は3割程度であり、約7割の保護者はフィルタリングソフトの存在を知らないとの結果がでています。しかし、このような子どもたちの活用に対して、学校では有害情報を含む危険なサイトへは接続できないようにフィルタリングソフト（詳しくはP5を参照）を導入し、対策を講じています。



○ポイント

- ・子どもたちに、目的をもってネットワークに向かわせていますか。ネットワークの向こうの友達とのコミュニケーションだけになっていませんか？少し考えてください。
- ・自分だけの生活リズムになっていませんか？
- ・コンピュータを居間などに置いて、保護者が使用状況を監督するよう、家庭に対して理解と協力を求めていますか？

URL <http://www.hyogo-c.ed.jp/manabi/> (教育情報サイト「ひょうご・学びの扉」からも研修を深められます。)

(2) ネットの時空間へ教師が関わらなければならない現状について

- ・インターネットに起因する事件やトラブルは、大人も子どもも同時進行で体験していること
- ・生活経験の少ない子どもが被害に遭いやすいこと

家庭教育に関する考え方は多様であり、家庭における子どものインターネットや携帯電話の利用について、家族でルールをつくったり、定期的にチェックしたりしている家庭もあり、また中には無防備に子どもに与えているだけの家庭もあります。

これらの利用においては、大人よりも子どもたちの方が早く慣れ、インターネット利用に起因する様々な事件の発生や、新たな手口の事件に出会うことも増えてきています。例えば、インターネットのサイトの中には、子どもたちの健全な育成を阻害する情報も多く、有害サイト、チャットや電子メールの利用によるトラブルなど、インターネット利用に関係した事件も次々に起きています。

これらの事件については、大人（教師・保護者）も子どもも同時進行で経験しているのですが、特に生活経験の少ない子どもの被害が大きな問題となっています。また、生活上の安全を守るため、子どもたちに持たせた携帯電話やインターネットの利用実態と教師・保護者の意識に大きな違いもあり、悪意を持つ者から子どもたちを守る必要があります。さらに、子どもたちがただ被害に遭うだけでなく、悪意を持たなくとも加害者になってしまうことも考えられます。

これらのことから、子どもたちを守るため、教師や保護者が積極的に関わらなければならない現状にあります。

①子どもたちが巻き込まれるトラブルとして、以下のことが考えられます。

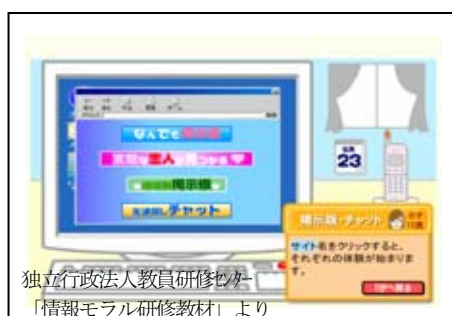
- a) 匿名性・不特定多数とのコミュニケーションによって、悪意を持つ大人と接触する可能性
- b) 不適切な情報との接触、架空請求
- c) 問題サイトから犯罪への巻き込み
- d) *コンピュータウィルスの感染及び伝染
- e) 知っている人同士あるいは見知らぬ相手とのトラブル
- f) フィッシング等による被害 など

(フィッシングについては、Q&A 付8を参照)



②インターネットの急速な発展により、フィッシングという新しいトラブルの手口も巧妙化してきています。そこで、教師は必要な情報リテラシーを身につけるとともに、トラブルの手口をリスト化するなど、保護者や子どもたちに知らせることが望まれています。また、子どもたちが悪意を持つ加害者にならないようにするため、被害者にならないために得た知識を悪用しないことも教えていく必要があります。

③メール等では、知らない人とのコミュニケーションでのトラブルだけでなく、顔見知りの相手とのコミュニケーションでのトラブルも、現実起きています。メール等でのコミュニケーションに関するルールやマナーも指導していくことが望まれています。



○ポイント

- ・インターネットには、さまざまな人がアクセスしているので、電子メールや掲示板、チャットなどでは、自分とは意見が違う人や自分の考え方に合わない人と出会うこともあることを知らせていますか？
- ・インターネットの中で行われるコミュニケーションについても、マナーが必要であることを指導していますか？

URL <http://www.hyogo-c.ed.jp/manabi/> (教育情報サイト「ひょうご・学びの扉」からも研修を深められます。)

(3)メディアのデジタル化、双方向化、マルチメディア化等の将来性について

- ・デジタル化、双方向化、マルチメディア化により、日常生活がより便利になり、その恩恵を受けるようになったこと
- ・情報がデジタル化されたことにより、品質が劣化しないために著作権の侵害（違法コピー）がなされたり、技術の悪用（偽札）等など巧妙な手口の犯罪につながったりすること
- ・少しのちょっとしたミスが、他の人を傷つけ容易に加害者となってしまふこと

今や、場所にとらわれずにパソコンやケータイを手にしてホテルや旅行の予約、銀行口座への振込、コンサートチケットや音楽情報の購入ができるなど、私たちは日常生活のいろいろな面において恩恵を受けています。また、マルチメディア化により、音声や文字だけであった通信手段においても、動画配信による医療機関での利用などが進められ、今後ますます活用されていくことになります。

しかし、このように、情報技術が向上して便利になった反面、音楽や映像情報の複製といった著作権侵害や、画像処理技術を悪用した偽札づくり等の事件が起きています。また、不適切な内容の情報（アダルト情報等）、人権侵害が明らかな Web ページや他の人を誹謗・中傷した電子掲示板への書き込みなど、子どもたちの健全育成を阻害するような情報が氾濫しています。

そして、今後更に情報機器が高度化するにつれ、巧妙化した新たな事件の発生も予想され、ネットワーク上に一度流された情報は、回収不可能な状態となり、情報だけがネットワーク上をさまよう危険性も考えられます。

また、情報技術の向上の影で、ネットワークを介した事件や犯罪に巻き込まれる子どもたちの数が増加するとともに低年齢化し続けています。これまで事件を起こした子どもたちの中には、ゲーム感覚や罪を犯している意識をもっていないことも問題視されています。

ネットワークを介した事件や犯罪では、新しい技術が出るにつれ、新たな問題や事件が生まれてくるわけではありません。例えば、出会いの場という意味で考えると、電話の時代に生まれたテレクラが、ネットの発展にともなって出会い系サイトになったり、「不幸の手紙」がチェーンメールになるといったように、情報技術の発達によって従来からあった問題や事件が更に増幅し、深刻化してきたと考えることもできます。

「自由な世界」、「誰でもが等しく恩恵を受けられるネットワーク社会」では、情報リテラシーの向上が必要であることはもちろんですが、日常生活での必要なモラルに加え、携帯電話の利活用をはじめ、情報機器活用にあたっての著作権の遵守、匿名性を悪用しない情報発信のルールやマナーなど、情報モラルの基本的な考え方を子どもたちに身につけさせることがますます求められてきます。

そして、これからのネットワーク社会では利便性と同時にトラブルに対して危機回避できる情報を保護者や子どもたちに十分提供し、全ての教職員が学校教育全体の中で情報モラル教育の基礎となるメディア利用に関する判断能力の育成を図るとともに、直接対話や生身の人間同士の関わりとも連携させながら、「感情のコントロールを身につけさせるための教育等の推進」に努めることが大切となります。



2 インターネット等を利用した情報収集・利用におけるルール・マナー

もし、ルール・マナーを身につけなければ、どうなるの？

○ネット上では、情報選択能力を身につけていることが求められます。

インターネットは、個々人が自らの言動に責任を持って利用することを前提に作られています。その一方で、インターネット上に流れる情報には、犯罪、暴力、性、人権侵害など、違法あるいは不適切なものも数多く流れ、顔も見えず、またそこでかかわりを持つ相手がどのような人かわからないといった匿名性、覆面性をもっており、中には悪意を持って利用している人も潜んでいます。

例えば、インターネット社会を高速道路と同じように考えてみましょう。高速道路には多くの標識や標示があります。それらが示す意味や内容を分からない者が、いきなり高速道路に車を持ち込むとどうなるでしょうか。運良く目的地まで無事にたどり着くこともありますが、どんなに危険であるかは容易に想像できます。現在は、だれでも気軽にインターネット社会に参加できる反面、利用にはルールやマナーが必要となってきます。

以下に情報選択能力を身につけるためのポイントをまとめます。

(1) 情報収集する際の留意点

①情報の信頼性について

- ・情報の発信者の信頼性、引用の出所や確認先が明示されているかを注意深く確認すること
- ・一つの Web サイトの内容にとどまらず、複数の情報源による対照をすること
- ・情報の品質として、[※]5W1Hの要素を含んでいること
- ・情報の鮮度として、発信日時等の確認をすること

②暴力表現、性表現等（有害情報や違法情報）

- ・不適切な表示が出た場合は、すぐにそのページを閉じること
- ・暴力表現や性表現のページが出たらすぐに閉じて先生や保護者に知らせること

③フィルタリングの必要性和利用法について

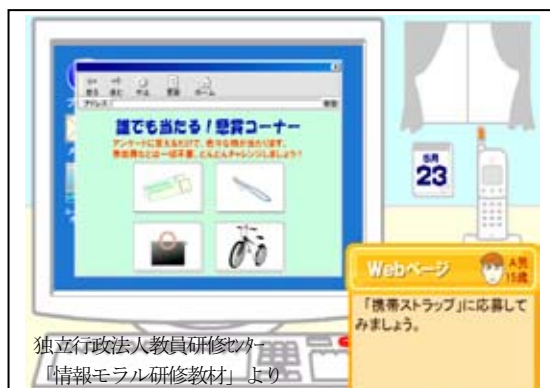
- ・フィルタリングとは、児童生徒がインターネットを利用する際、見せたくない内容、与えたくない情報等を含む Web サイトを閲覧できないようにする機能です。

（フィルタリングの基準としては、暴力表現、性表現等から児童・生徒を守るために情報の発信者、引用の出所や確認先が明示されているか等を随時点検します。）

※各家庭にも、フィルタリング機能を設置する必要があります。

※学校では、定期的にブラウザの履歴を調査することも必要です。

※Web サイトによっては、情報の有料・無料の確認をすることが必要です。



○ポイント

- ・その Web ページに書かれていることは、本当に正しいの？子どもに問いかけていますか？
- ・簡単に個人情報（自分の名前、住所など）を書き込まない。もう一度確かめるなどの指導を常にしていますか？
- ・定期的にブラウザの履歴をみて、フィルタリングが出来ているか確認していますか？

URL <http://www.hyogo-c.ed.jp/manabi/> (教育情報サイト「ひょうご・学びの扉」からも研修を深められます。)

(2) ネットワークを利用した犯罪に遭わないために

① 広告・勧誘への対応

- ・ 広告ボタンのクリックは、勝手に有料サイトへ接続させる場合があるので注意すること
- ・ 安易に勧誘にのらないこと
(デマ情報の場合や個人情報収集目的の場合もあります。)



② 目的にあった情報選択

・ オンラインショッピング

店舗の信頼性確認

「特定商取引に関する法律」の表示義務事項が規定されているか。

店舗表示、販売業者名、住所、電話番号、代表責任者名、注文の仕方、代金の支払方法、品物の送り方、トラブル時の対応、価格、送料、支払方法と時期、返品可否とその条件、プライバシーポリシー等が記載されているかなどを確認することが大切です。

支払い方法

代金引換が安心、クレジットカード決済の場合は暗号化システムの採用を確認し、商品が届くまで注文時の登録画面を印刷したものや振込み伝票を保管しておく。子どもたちは、保護者と一緒にショッピングサイトを利用するように努め、なりすましショッピングを未然に防ぐことが大切です。

・ ネットオークション

サイトの信頼性を確認 (リスクに対する考え方)

取引実績や支払い方法の安全性等の確認

相手とやりとりしたメール、相手の口座番号、振込み伝票の控えを保管しておく。異常な低価格やあやふやな表現がある場合は、取引しない。子どもたちは、保護者と一緒に利用することを勧める。

被害の防止 (オークションへの無責任な参加はしない。)

(落札しても支払わない場合は詐欺の加害者となります。)

・ デマ情報

情報を鵜呑みにせず、真偽を確かめることが必要

イタズラのつもりが社会問題になる場合もあることを指導することが大切です。

デマ情報によって、多くの人に迷惑をかけたか他者を傷つけたりすると犯罪になります。

※警察では、犯罪になれば必ず誰かが責任をとらなければならないため、加害者を決定し、事件として取り扱うことになる。

・ 無料ダウンロード等への対応

むやみにダウンロードしない。(ダウンロードの目的やリスクが伴うことに要注意)

スパイウェアと一緒にインストールされることがあります。

(スパイウェアについて、詳しくはP20を参照)

(国際電話等高額の接続料の請求を受ける場合があります。)

・ アンケート、抽選・懸賞への応募

回答や応募は慎重に (単なる注意ではなく、プライバシーの保護を参考に考えさせることが大切です。)

必要以上に個人情報を求めているものは要注意 (個人情報が悪用される危険性)

(身に覚えのない請求が来る場合があります。)

○ポイント

- ・ ネットオークションやネットショッピングなどは、ゲームでなく現実問題として社会的責任があることを指導していますか？
- ・ 家庭では、保護者の同意のもとに利用するよう協力を呼びかけていますか？
- ・ 簡単に個人情報 (自分の名前、住所など) を書き込まないよう指導していますか？

(3)著作権について

①著作権とは

著作権法は、文学的、学術的及び美術的著作物の著作権の保護を確保し、文学、学術及び美術の発達を助長することをねらいとした著作者の権利を保護する法律です。著作権には、主に以下の権利があります。

- ・知的財産権（知的所有権）のうち、文化的な創作物（著作物）を保護する著作者の権利
著作権の付与（児童・生徒の作品にも著作権は発生）
- ・著作者人格権＝公表権，氏名表示権，同一性保持権
- ・著作権（財産権）＝複製権，上演・演奏権，上映権等
（他人が無断で〇〇することを止めることができる権利）
- ・著作隣接権＝実演家人格権，財産権（許諾権と報酬請求権）

この法律では、教育に携わる者が、教育機関において必要と認められる限度内での複製は例外的に認められています。しかし、使用条件に留意して活用することが大切です。

・教育活動と著作権（学校における例外措置）

教育機関での複製（第35条第1項）

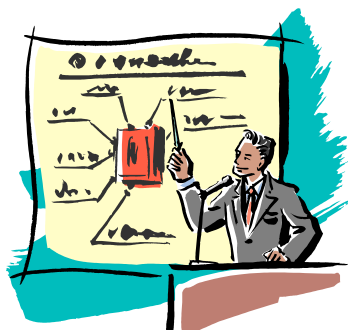
教育機関での送信（第35条第2項）

試験問題としての複製や送信（第36条）

非営利・無料の場合の上演等（第38条第1項）

引用のための複製（第32条）

※校務での無許可複製は、原則著作権侵害になります。
あくまで「教育の過程＝授業利用」に限定されています。



授業における複製等として考えられること

- ・コピー機や印刷機でプリントしたもの
- ・写真を焼き増したのもの
- ・スキャナで読み込んだ画面のデータやブラウザで表示した画像をプリントしたもの
- ・テレビ放送や録画，ビデオをダビングしたもの
- ・音楽等を録音したもの

②学校で配慮すべき著作権

・著作物を複製して教材として利用する場合

指導上必要な公表された著作物について、教育を担当する教員及び授業を受ける児童生徒は、その授業で使用するために必要な最小部数を複製利用することが認められています。しかし、市販のプリント教材や問題集の一部を複製すること（目的外使用）は、販売している企業の利益を不当に害することになるので、著作権の侵害にあたります。

授業での使用目的に録画した放送番組等を視聴することは、学習に必要であれば認められています。しかし、使用後は、録画した内容を消去する必要があります。

・著作物を試験問題として複製し利用する場合

公表された著作物については、入学試験や定期考査に関する試験問題を作成する場合には、著作者の許諾を得ずに利用することができます。しかし、著作物の題名や著作者名を問う設問以外の場合は、出所を明示しなければなりません。また、使用に当たっては、著作者の意に反するような内容の改変はできません。

3 電子メディアを用いたコミュニケーション場面におけるモラル

メディアを活用したコミュニケーションにはどのような心構えが必要なの？

子どものちょっとしたいたずらが大変なことに

ある人から学校に電話がありました。

「あなたの学校のコンピュータを通して、私の掲示板に特定の個人を明らかに誹謗・中傷している書き込みがある。学校では、どんな指導をしているのか。」

この事例をお読みになって、どんな問題があると考えますか。

電子メールは、郵便に比べ即時性があり、調べ学習での疑問点や質問などを専門家や各種団体に発信して学習を深めることができたり、海外の学校との交流など学習のツールとして活用されたりしています。このように、学習活動や日常生活において、インターネットや携帯電話などの情報メディアは、生活上での利便性から多くの人が利用しています。

しかし、インターネットや携帯電話を利用した電子メールや電子掲示板、チャットなどは、直接の対話と違い匿名性、覆面性を利用し、悪意を持って利用している人もいます。また、基本的には、文字が中心のコミュニケーションであり、表情や声の調子までは伝わらないため、ちょっとした言葉の受け取りかたの違いによるトラブルや誤解が生ずることもあります。また、人間同士のコミュニケーションでの会話であることを忘れ、感情のコントロールを失ってしまうこともあり、その使い方のバランスやモラルを教職員が理解した上で、子どもたちに利便性だけでなく危機回避の方法についても伝え、情報を処理（吟味等）する能力を高める教育が求められています。

(1)メディアを用いたコミュニケーションへの心構え（ネチケット）

①メディアをコミュニケーションとして活用するために知っておきたいこと

- ・ネットワークの先に相手がいることを意識させることが大切です。
(ネットワーク上のエチケット=ネチケット)
- ・通信相手を信頼し思いやりをもって接することが基本となります。
(1対1 或いは複数対1等の通信形態に応じた交流や、文化的・社会的な環境の差を理解させることが大切です。)
- ・利用する機器や技術的な環境の差を考えさせることも必要です。
(自分だけが持っているアプリケーションで作成したデータの送信や、送付先の相手に断りもなく大容量のデータを送信しないようにさせることが大切です。)

②挑発的な内容への対応（フレーミングの予防）

不愉快な内容の電子メールは相手にしないことや、挑発的な言葉を投げかけられても応じない冷静さが必要です。また、見知らぬ人から送られてきたメールの添付ファイルは開かないこともなども指導することが大切です。



○ポイント

- ・友達への発信、他人への発信などいろいろな場面を想定し、電子メールで情報発信するときのマナーや気をつけたいことを指導していますか？
- ・遊び半分で発信したことが相手を傷つけたり、犯罪になってしまうことに気付かせるような指導をしていますか？

URL <http://www.hyogo-c.ed.jp/manabi/> (教育情報サイト「ひょうご・学びの扉」からも研修を深められます。)

(2)電子（携帯）メールで、トラブルを起こさないために

①ネットと実際のコミュニケーションとの違いから

会話のように気軽に楽しむことができますが、会話と違って文字だけによる通信メッセージがどのように相手に受け取られるかには十分に注意が必要です。

②メールのマナーについて

メールアドレスを入手しても、直接に連絡をとるべき相手かどうか判断することが大切です。また、メールを作成する際は以下のことに気をつけることが大切です。

- ・ 題名（タイトル）のつけ方……その内容が一目でわかるような簡潔なものにする。
- ・ 電子メールの文章の書き方……字と字の詰め方，行間の取り方が自由にならないよう，段落ごとに一行空けたり，きりのよいところで改行したりするなどの工夫が必要。
- ・ 宛先のメールアドレスを確認する習慣をつける。……電子メールでのアドレスは，送信する前に必ず確認する。

メールの本文を書くときやメール発信するときに気を付けること

- ・ 短く簡潔であるよう心がけ，要点を一つに絞って書く
- ・ 受信したメールや他の Web ページなどの引用は必要最小限にとどめて，文章が長くならないように気をつける
- ・ 初めて電子メールを送る相手には，まず自己紹介をする
- ・ 電子メールの末尾には署名（発信者の名前と連絡先）を簡潔に書き添える
- ・ 相手を尊重するよう心がける（人権の尊重）
（誹謗・中傷，人権侵害に陥らないよう注意深く言葉を選ぶ）
- ・ 知人の個人情報勝手に送信しない（必要な時は必ず本人の承諾を得る）
- ・ 友達から届いたメールの内容を勝手に公開しない（転送の際は必ず差出人の了解を得る）
- ・ 他人のメール内容を改ざんして転送しない
- ・ 他人になりすましたメール送信はしない

③送信場面で気を付けること

- ・ TO, CC, BCC の特徴と活用法

宛先 (TO:) 一般的に用いる宛先

カーボンコピー (CC:) 誰に送信したかを表示して一斉送信する際に用いる。

ブラインド・カーボンコピー (BCC:) 誰に送信したかを表示せずに一斉送信する際に用いる。

- ・ メールサイズ

電子メールのサイズに注意を払うことが大切です。

(メッセージや添付ファイルのサイズが大きい時は，相手先に了解を得てから送信する。)

ファイルの添付方式は[※]メールソフトに依存するので，事前に確認すること。

- ・ 絶対に秘密にしておきたい情報は，メールで送信しないようにする。ネットワーク管理者や，不正アクセスのユーザーによって読まれてしまう可能性がある。
- ・ 個人情報等を送信する場合は，暗号化するなどの自衛手段をとる。
- ・ 根拠のない「うわさ話」を，友達などに送信しない。
ごく親しい友人などから受け取ったメールでも，確証のない伝聞情報やうわさ話はそのまま流さない。善意のつもりで流しても，結果的に重大な悪影響をもたらす場合によっては損害賠償を請求されることもある。(例：〇〇銀行が倒産するので預金は早く引き出した方がよい，×月×日にテロがおこなわれる，△月△日にマグニチュード7クラスの大地震が発生する，等々。いずれも実際に流れたもの)



④受信場面で気をつけること

- ・定期的に電子メールが届いているかどうか確認する。
- ・受信ボックスの容量を超えないよう unnecessary 電子メールはメールボックスから削除する。
- ・送信した電子メールに対して、すぐに返事がこないからといっていららしない。
- ・重要な電子メールを受け取ったらすぐに、受信したことをすぐに返信する。

⑤その他迷惑メールについて

・スパムメール

スパムメールはそのまま削除する（苦情やメール差し止めの返信をしない。自分のメールアドレスなど、個人情報を知られてしまう恐れがあります。）

・チェーンメール

チェーンメールは他人に送らず、すぐに削除する。
（特に、ネズミ講は、法律で禁止されています。）

・ウイルス付メール

見知らぬ差出人からのメールは開かない。
（特に添付ファイルがある場合はすぐに削除する。）


(3)携帯電話（ケータイ）を利用する際の基本的なルールとマナー

公共交通機関を利用すると、必ずといってよいほど携帯電話に関するマナーについての放送が流れてきます。しかし、そうした放送を聞いていても老若男女を問わず携帯電話を使つての通話を行っている人がいます。

ますます技術的に進化する現代の携帯電話は、今や電話だけでなくメール、カメラ、テレビ、音楽が聴けるなどの機能を備え、“ケータイ”と呼ばれるようになりなりました。新しいメディアとして現代生活の中での必需品となつてきている証拠でもあります。こうした機器の進歩は、便利な生活をもたらしますが、活用にあたっては、社会生活の中でのモラル、そして個人の良識が求められています。そのため、学校教育において情報リテラシーの向上とともに、情報モラル教育をどう進めていくかが課題となつてきています。

そこで、以下に基本的なマナーとルールについてまとめました。どのように個人の情報モラル育成を進めて行くかが今後の学校の情報化にあつての課題ともなります。

①携帯電話（ケータイ）を利用する際の基本的なルールとマナーについて



- ・混雑した電車やバスの車内優先座席付近では電源を OFF
- ・飛行機の中では電源を OFF
- ・医療機関の中では電源を OFF



- ・自転車（車）を運転している最中は通話や操作はやめる。



- ・映画館内，コンサート会場などは電源を切るかマナーモードにする。
- ・レストランやホテルのロビーなど静かな雰囲気のある場所では，周囲に迷惑がかからないようにする。(小声で手短かに)
- ・歩きながらの通話は小声で邪魔にならないところとする。
- ・携帯電話にかける場合は，相手の立場に立って話す。(会話してよいかの確認)



- ・カメラ付携帯電話での写真撮影は，著作権や肖像権を考慮して慎重に行う。(※許可なしに個人を撮影すると肖像権侵害行為になる。)
- ・書店等で販売されているような雑誌や書籍等の撮影は，著作権侵害行為になる。

②利用する際に起こるトラブル

- ・コミュニケーションツールとしての適正な活用法
友だち関係に縛られてしまうこともあることを指導すること
電話やメールのやりとりする時間帯等の配慮が必要であること
- ・出会い系サイト・有害情報等への対処
出会い系サイトで入力した個人情報が悪用されるケースがあること
援助交際などの犯罪につながる危険が潜んでいること
18歳未満に利用させたサイト運営者，保護者も責任を問われること
「出会い系サイト」から事件となっていること
(ケータイが約97%，被害者のうち18歳未満の児童・生徒が約80% (H16 上半期警察庁調べ))



独立行政法人教員研修センター
「情報モラル研修教材」より

○ポイント

- ・迷惑メールは，出会い系サイトやアダルト系サイトの案内であることがほとんどで，しかも巧妙にプライベートを装って送信してくることを指導していますか？
- ・知らない人からのメールや迷惑メールの扱いについて，どのように対処したらよいか指導していますか？

URL <http://www.hyogo-c.ed.jp/manabi/> (教育情報サイト「ひょうご・学びの扉」からも研修を深められます。)

(4) 便利で有効な情報交換のために

電子掲示板、チャット、^{*}メーリングリストの活用にあたって留意すべきことがあります。

インターネットを介した電子掲示板やチャットなどのコミュニケーションでは、誰もが自由に出会える場であり、従来なら知り合うことがなかった人とのコミュニケーションを楽しめる場として多くの人々が利用しています。

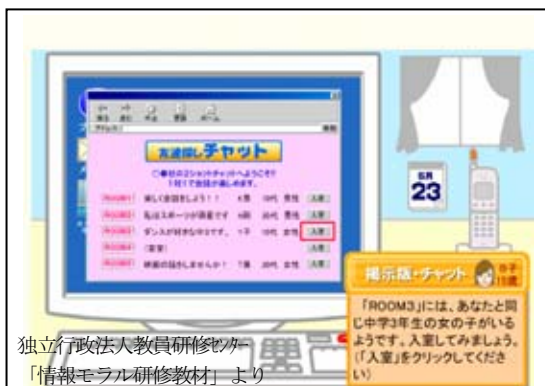
しかし、電子掲示板やチャットを開設しているサイトの中には、子どもたちにとって不適切な場として、犯罪に関する不適切な情報のほかにカルト信仰などの社会の安全を脅かす情報交換の場であったりするものもあります。

また、電子メールを多数の決められた人に一度に送信できるメーリングリストなどでは、特定の個人にしかわからない話題について、多数の人がその話題に参加し、個人間の個人攻撃の文章や感情的な文章、誹謗・中傷といった文章などが流され、人権侵害の事件となっていることもあります。

以下のことに気を付け、情報発信をする必要があります。



- ・参加にあたっては運営方針を尊重し、その場の雰囲気をこわさない。
(関係ない話題や特定の個人にしかわからない話題は控える。)
- ・題名(タイトル、サブジェクト)は、内容が一目でわかるような簡潔なものにする。
- ・発言には責任を持つ。
(誹謗・中傷、名誉毀損、人権侵害に陥らないよう注意深く言葉を選ぶ。)
- ・運営方針等に示されたルールに則って発言する。
- ・一方的な書き込みにならないよう注意する。
(コミュニケーションを行う相手の存在を常に意識し、TPO(Time, Place, Occasion)に応じてメッセージのやり取りを行う。)
- ・多様性(価値観の相違、宗教、文化、政治的信条、あるいは作品やアーティストの評価など)を認める。(トラブルになりそうな時は、しばらくその場を離れる。)
- ・初心者の失敗には寛容に対応する。
- ・チャットは匿名性の高い情報交換の手段であり、ネットストーカー等の犯罪に発展するリスクが伴うことを理解しておく。
- ・ネットで知りあった人に不用意に会うことは危険を伴うことを理解しておく。
- ・メーリングリスト、掲示板等を運営する場合は、ルールや管理者の権限を明確にしておくとともに、責任を持つこと。



独立行政法人教員研修センター
「情報モラル研修教材」より

○ポイント

- ・インターネットでの書き込みは、匿名性が高いためからといって好き勝手なことを書き込んでいると、知らないところで他人を傷つけていることがあることを指導していますか？
- ・個人情報や企業からの電子メールやダイレクトメールが増えてしまうことがあり、迷惑をかけてしまうことを指導していますか？

URL <http://www.hyogo-c.ed.jp/manabi/> (教育情報サイト「ひょうご・学びの扉」からも研修を深められます。)

4 Web 公開における発信者の責任

知っておきたいWebページの知識とは？

インターネット上の Web ページには、学校のものだけでなく、教育行政機関などのもの、民間企業等によるもの、個人の Web ページ等多くの Web ページが公開されています。それらの中には、インターネット上でも日常生活と同じようにいろいろなルールやマナーがあるにもかかわらず、自由奔放に情報公開をしているページもあります。

個人の Web ページであっても情報発信の責任が伴うことはいうまでもありません。特に、学校や教職員の個人の Web ページには、一般社会人以上に責任を問われる場合があります。Web ページの公開にあたっては、次のことがらに十分留意する必要があります。

また、自分の Web ページを公開する子どもも多くなってきていることから、トラブルを含めて責任を自覚するように指導することが必要です。

(1) Web 公開目的の明確化

① 公開目的を明確に

I T 環境の充実に伴い、Web ページを公開する学校が増えてきています。インターネット上に教育活動に関する情報を公開し、保護者や地域社会の理解や支援を求めていくことは、「開かれた学校づくり」を推進していく上でも有効な手段です。また、修学旅行等のタイムリーな情報は、保護者の関心も高く、人気のある情報発信です。

このように学校 Web ページの役割は、学校の様子や学習の成果、地域学習に役立つ電子化した情報等の掲載など、今後ますます重要になってくると予想されます。そのため、まず学校 Web ページとして、「誰に向けて、何のために、どのような情報を、どの程度」公開するかを十分検討し、その上で公開する必要があります。

② 情報発信に伴う責任の明確化

発信情報については、正確性を確保し、個人情報保護、著作権の遵守、人権の尊重などの見地から適切なものでなければなりません。Web ページの運用・管理にあたっては、掲載情報や内容の取扱い等に関する転記ミスや事実とのくいちがいが生じないようにすること、各学校での規定、ガイドラインを整備するとともに、Web ページ上に公開して情報発信に伴う責任を明確にしておくことが望まれます。

各学校の実状に応じた規定やガイドラインなどを作成する際に参考となる資料として、平成9・10年度兵庫県インターネット利用推進協力者会議が「インターネット利用のガイドライン」を作成しています。以下のURLから参照できます。

<http://www.hyogo-c.ed.jp/kenshusho/guide/>

学校のホームページ規定において備えるべき内容

- ・ Web ページ作成の目的
- ・ Web ページの内容について
- ・ 個人情報の保護と取り扱いについて
- ・ 著作権、肖像権の保護について
- ・ 掲載情報の修正・訂正について
- ・ 本人・保護者への情報発信の周知について
- ・ 入出力の管理について

独立行政法人教員研修センター「情報モラル研修教材」より

○ポイント

- ・ Web ページの公開にあたっては、公開の目的を明確にし、「誰に向けて、何のために、どのような情報を、どの程度」公開するかを十分検討しましょう。
- ・ Web ページの運用管理についての情報発信についての規定やガイドラインを整備し、情報発信に伴う責任を明確にしておきましょう。

(2) Web 公開でのルール・マナーと留意点

①著作物の使用について

以下に例示する情報は著作物として取り扱われますので、Web ページに公開する場合は、必ず著作権者に了解を得る必要があります。

【著作物の例】

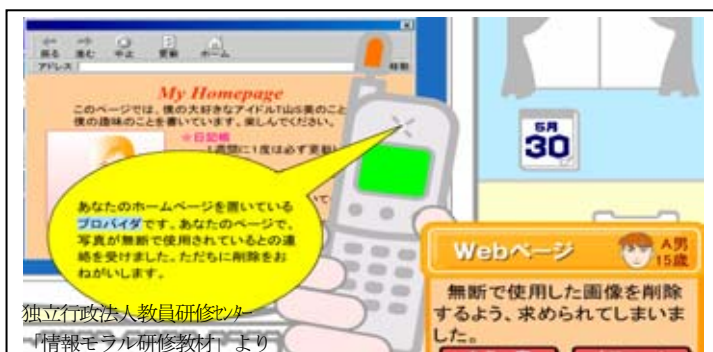
- インターネット上で、他で公表されている Web ページや電子掲示板、新聞、雑誌などの文章、写真、音声等。
- テレビやビデオから取り込んだ画像やデータ
- 芸人や著名人の写真や、キャラクターをまねて描いた絵等
- 他人が作成したソフトウェアやそれを改変したプログラム
- 音楽や唄の歌詞またはCDなどから取り込んだデータ
- 他人の電子メールの内容



- ・児童生徒や教職員の作品にも著作権があります。作品を掲載するときは、本人及び保護者の了解を得ることが必要です。学習の成果として児童生徒の作品を掲載する際には、十分に注意を払う必要があります。
- ・複製した著作物をホームページに公開する場合は、改めて著作権者の了解を得なければなりません。
- ・他人の著作物を引用として掲載する場合は、引用部分と本文を区別し、著作物の題名や著作者名等出所を明示するなど取扱いに注意を払う必要があります。
- ・使用に際して許諾を取らなくても良いとする著作物（いわゆる著作権フリー）といわれる作品についても利用範囲や条件等が設けられている場合がありますので、使用に当たっての文面を詳しく読み取る必要があります。

②顔写真の掲載について

- ・顔写真を掲載する場合は、プライバシー保護の見地から、集合写真等、顔がはっきり識別できない写真を使用するなどして、個人が特定できないようにする必要があります。
- ・教育上の必要性から顔や容姿がわかる写真を公開する場合でも、無断で公表することは肖像権の侵害にあたります。必ず本人と保護者の了解を得る必要があります。
- ・特に、有名人等の場合には、肖像そのものがもつ経済的価値を保護するパブリシティ権が関係してくるので注意が必要です。経済的利益を侵害しなくとも、本人の許諾がなければ侵害になるというのが一般的です。学校行事などに来たときの有名人の写真においても、本人の了解が得られれば掲載には問題がありません。



URL <http://www.hyogo-c.ed.jp/manabi/> (教育情報サイト「ひょうご・学びの扉」からも研修を深められます。)

③個人情報の保護について（詳しくはP 1 8を参照）

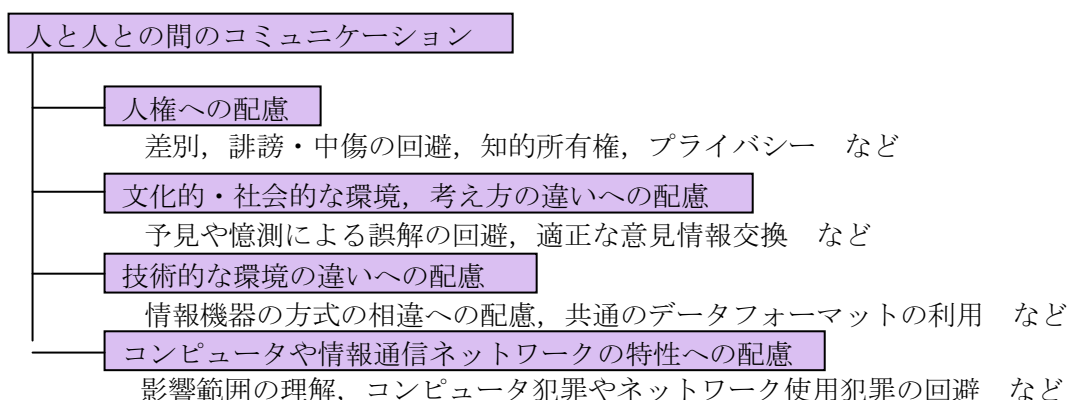
- Web ページに児童生徒や教職員の個人情報を掲載するにあたっては、まず、それを掲載することが教育目標を達成する上でぜひ必要かどうか検討する必要があります。また、掲載する場合でも、本人および保護者の同意を必ず得て下さい。
- Web ページに掲載した個人情報は、その目的が達成されたと判断される時点で掲載を止めるようにして下さい。また、学期毎や定期的に見直すなどの配慮が必要です。
- Web ページ上の文章、児童生徒の作品などの作者名はできるだけ掲載しないようにして下さい。イニシャルまたは無記名にするなどの配慮が必要です。また、ファイル名やフォルダ名も個人が特定できないものにするなどの配慮が必要です。


④人権の尊重等について

- Web ページに特定の人の人権を侵害したり、組織、団体等を誹謗・中傷したりするような内容を掲載しないよう十分指導する必要があります。
- 不正確な情報を掲載しないよう注意する必要があります。

⑤その他

- 学校の Web ページで営利を目的とした物品の売買は禁止して下さい。
ただし、学習活動の一環で、学校 Web ページを利用して物品の売買や交換をする場合は学校の裁量に任されています。なお、児童生徒が勝手に行わないよう指導することが必要です。
- 誤解をまねくような商標、ロゴ、組織名などの使い方をしないよう指導することが必要です。
- 有害情報や営利を目的とした Web ページ、政治的または宗教的宣伝のための Web ページへのリンクは行わないよう注意することが必要です。
- 他の Web ページにリンクするときは、そのリンク先が他人の Web ページであることを明示することが必要です。



<p>ある日、ゲーム好きのA君は、入会するとゲームの最新情報が手に入るという会員募集のページを見つけました。</p>  <p>独立行政法人教員研修センター「情報モラル研修教材」より</p>	<p>○ポイント</p> <ul style="list-style-type: none">• 著作物を Web ページに掲載する場合は、著作権者の了解が必要です。• 顔写真の掲載にあたっては、肖像権に配慮が必要です。• 個人情報の保護や人権尊重の見地から、Web ページに公開する情報を十分に検討しましょう。• 有害情報や営利目的の情報、政治的又は宗教的な宣伝に関する情報は、取り扱わないようにしましょう。
<p>URL http://www.hyogo-c.ed.jp/manabi/ (教育情報サイト「ひょうご・学びの扉」からも研修を深められます。)</p>	

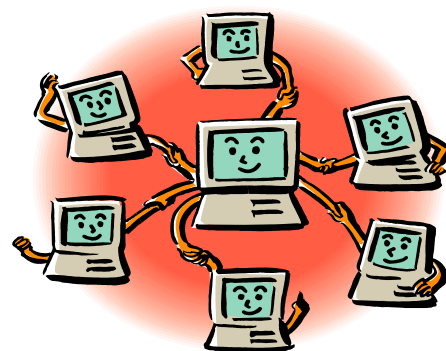
(3)その他の留意点

①学校の Web ページ公開について

- Web ページの著作権を主張するため、トップページにその旨を明記する必要はありません。逆に、特にリンクされて困るときは、その旨を明記しておいた方がよいでしょう。
- 生徒が作成した情報を Web ページに掲載するときは、不適切な内容や表現がないよう十分点検が必要です。
- Web ページの情報は常に最新のものにするよう心がけるとともに、必ず更新日付を明示するようにすることが必要です。
- 公開された情報に不備があるとの指摘を受けた場合には、真偽を確かめ素早く対応することが大切です。また、特定の者が見ると個人が特定されるケースも見受けられるので、十分注意する必要があります。
- 学校 Web ページの公開に伴うルールを作成し、すべての教員の共通理解を得る必要があります。また、担当教員だけでなく、学校全体としての組織作りが必要です。

②個人の Web ページ公開について

- 個人的に開設した Web ページには、学校の名前を用いて情報を掲載することや職務上知り得た情報を掲載することはできません。地方公務員法の守秘義務に抵触することになりますので、十分注意することが必要です。
- Web ページに掲載する文章については、私的な意見と学校の公的見解を混同しないよう注意が必要です。
- 児童生徒が個人的に開設した Web ページにおいても、学校の名前で情報を掲載したり、学校生活で知り得た他人の情報や他人を誹謗・中傷する内容を掲載したりすることは許されない行為であることを指導する必要があります。



Web ページ公開でのルール・マナーについての Web サイト

文化庁「著作権 ～新たな文化のパスワード～」

<http://www.bunka.go.jp/>

「インターネットを利用するためのルールとマナー集」

財団法人 インターネット協会

<http://www.iajapan.org/rule/>

「社団法人 日本音楽事業者協会ホームページ」

http://www.jame.or.jp/syozoken/genrl_mainB.html

「インターネット利用のガイドライン」(改訂版)

平成 9・10 年度兵庫県インターネット利用推進協力者会議

<http://www.hyogo-c.ed.jp/kenshusho/guide/index.html>

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)

<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/kojin/houritsu/index.html>

5 学校での情報や児童生徒を守るために

最近では、インターネットに起因する様々な事件が起こっており、新たな手口の事件も増えてきています。ネット上に潜む悪意を持つ者から、児童生徒や学校の大切な情報を守るために、次のことに十分配慮することが必要です。

(1) 人間関係や心身の健康に関する問題

① ネットワーク上での人間関係（コミュニケーション）の特性

インターネットを使うことで人間関係が希薄化するのではないかという危惧がよく取り沙汰されます。しかし、これまでの社会学や心理学にもとづく調査研究を見る限りにおいて、それを肯定するような結果はあまりみられません。むしろ問題が生じやすいのは、より一層コミュニケーションが密になったり、対面の状況とネット上のコミュニケーションとが多重化し交錯していったりすることにより、友人どうしの関係性が複雑化することです。

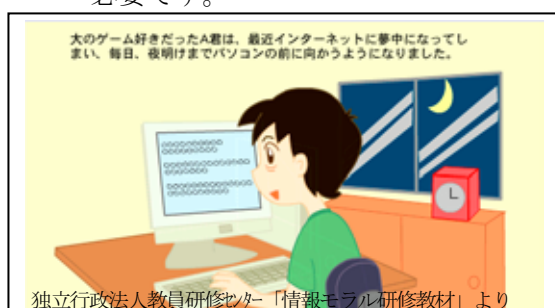
情報の伝達がスピーディーになっていく反面、落ち着いて考える余裕がなくなることで、いわゆるフレーミングが起りやすくなったり、ネットワークをめぐりめぐって思わぬ陰口や悪口が伝わってきたりすることがあります。また、メール交換や掲示板・チャット等でのやりとりのちょっとした行き違いから大きな誤解が生まれ、関係が険悪になることも少なくありません。

したがって、こうしたトラブルを防ぐには、相手をむやみに傷つけたり、不快な思いをさせたりしないために、一層冷静な対応が求められます。

また、出会い系サイトなど、見ず知らずの相手とのコミュニケーションで生じるリスクなどもよく指摘されますが、これも適切な対応で回避することは可能です。

② 健康への影響

- ・インターネットに熱中するあまり、日常生活や健康に悪い影響を及ぼすことがあります。これは、「ネット中毒」あるいは「ネット依存症」といわれています。例えば、夜遅くまでインターネットをすることにより、昼夜が逆転し、友達とも接触せず、家の中に引きこもってしまう事例も見られます。自分の生活を第三者の視点で振り返らせ、自分でネット利用の時間を減らしていくよう指導する必要があります。
- ・長時間パソコンを操作することにより、視覚異常や筋肉症状など、いわゆる VDT 障害を引き起こすことがあります。健康を損なわないためには、部屋の照明の明るさや照明がパソコンの画面反射しない角度などの作業環境を整えるとともに、正しい作業姿勢や適度な休憩をとることなど、正しい作業習慣を身につけることが重要です。
- ・コンピュータ使用に伴う病的な精神症状をテクノストレスといい、テクノ不安症とテクノ依存症に分別されます。テクノ不安症は、コンピュータを扱うのが苦手な人がストレスを感じて体調を崩してしまう症状であり、動悸、息切れ、肩こり、めまいなどの自律神経の失調や、うつ状態を引き起こします。また、依存症は、コンピュータに没頭しすぎることで現れる症状で、コンピュータがないと不安に感じたり、人付き合いを煩わしいと感じたりする症状のことで、予防策としては、自分の生活を見つめ直し、物事の優先順位やコンピュータとの関わり方を正しく判断した上で、生活のリズムをコントロールすることが必要です。



○ポイント

- ・ネット上でのコミュニケーションと実生活でのコミュニケーションとをバランスよく組み合わせ、よりよい人間関係を築いていくことが大切です。
- ・インターネットの利用によって、生活や健康に悪い影響が及ばないように、正しい習慣を身につけましょう。

URL <http://www.hyogo-c.ed.jp/manabi/> (教育情報サイト「ひょうご・学びの扉」からも研修を深められます。)

(2) 個人情報の保護、プライバシーの尊重

① 個人情報保護の重要性

- ・ 個人情報については、人権尊重の理念に基づき、慎重に取り扱わなければなりません。特に、学校で取り扱う個人情報の中には、児童生徒の成績データなど漏えいすればプライバシーを著しく侵害するデリケートな情報などもあります。厳重な注意を払う必要があります。
- ・ また、最近では、学校で扱う個人情報漏えい事件として児童生徒の名簿、成績等のデータを記録したノートパソコンの盗難や、通信簿の紛失などが報道されています。個人情報が保護されることは、心身共に成長期にある児童生徒にとって大切な問題であり、教職員と児童生徒及び保護者や地域と学校との信頼関係を失墜させる等多方面に影響を及ぼすことがあります。

【個人情報とは】

個人に関する情報であって、氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号、画像若しくは音声により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む）をいいます。

【個人情報の例】

氏名、生年月日、身長、体重、血液型、住所、国籍、家族構成、病歴、障害の有無、趣味、特技、児童生徒の学年、組、番号、所属クラブや教職員の役職、学年、担任クラス、教科、顧問クラブ、校務分掌など

② 学校で扱う個人情報

法令等により学校が備えている書類にも、個人情報が記載されているものがたくさんあります。例えば、以下の内容があります。

◎ 学校教育法施行規則15条に関するもの

- 教職員関係の表簿
職員の名簿・履歴書・出勤簿・担任の教科または科目・学校医執務記録簿、学校歯科医執務記録簿・学校薬剤師執務記録簿
- 児童・生徒等関係表簿
教科用図書配当表・指導要録、その写、抄本・出席簿・健康診断に関する表簿・入学者の選抜に関する表簿・成績考査に関する表簿（全ての資料）
- 庶務会計関係の表簿
出納簿・経費の予算決算についての帳簿・往復文書処理簿



◎ 学校管理規則及び他の規定等に関するもの

人事関係書類、生徒の進路指導・進路先情報、調査書・公文書、職員団体関係書類、勧告文書・職員の懲戒・分限に係る全ての書類・生徒に係る学用品等の援助に関する費用書類・学校会計・出納全てに係る経理書類・名簿（職員、生徒、地区、部活）・職員の健康診断票・家庭調査票（家族構成、氏名、住所、電話番号、保護者の勤務先、緊急連絡先等）・保健調査票・児童生徒の保険証のコピー（保険証の種類、番号、記号）



○ポイント

- ・ 個人情報の取り扱いは、人権尊重の理念に基づき、慎重に行いましょう。
- ・ 情報の管理にあたっては、漏えい防止対策を施しましょう。

③個人情報を含むデータの管理

個人情報を含むデータの管理については、漏えいを防止するために以下のような対策が必要です。

- 個人情報を含むデータは、インターネットや外部のネットワークに接続したコンピュータ上に保存しない。また、個人情報を含むデータを処理する場合は、ネットワークから切り離れたコンピュータ上で行うことが必要です。
- 個人情報を含むデータは、リムーバブルメディア等に保存し、鍵のかかる場所に保管する。(鍵の開閉に伴う管理や、データの使用についても記録することが必要です。)

(参考) OA機器使用に伴う個人情報の取り扱い

(平成14年12月9日 教企第259号 県立学校長あて)

学校における個人情報の安全確保の徹底について

(平成15年2月28日 教総第432号 県立学校長あて)

兵庫県の情報公開・個人情報保護について

<http://web.pref.hyogo.jp/bunshoka/center/kojin/index/h15unvoujoukvou-kokai.pdf>

④その他

マスコミ等に、在籍児童生徒や卒業生の個人情報や作文等が公開されるケースが時おり見られます。情報を公開することによって、公開された相手に何らかの不利益や危害が及べば、法的な責任を問われることになりかねません。

卒業生等が、卒業アルバム等から情報を提供することも考えられます。この場合も、責任を問われることになります。これらのことについても指導する必要があります。

(3)身近な情報セキュリティ

大切な情報の漏えいするのを防ぐだけでなく、コンピュータウィルス等の脅威からコンピュータやネットワークシステムを守ることも大切です。次に示すものは、ネットワークを利用する上で最低限必要な対策です。すべての教職員が十分配慮することが大切です。

①IDとパスワードの管理

- ・ IDやパスワードを絶対に他人に教えないようにしましょう。また、人目につくところにメモをすることも止めましょう。もし、知られてしまった場合は、すぐに変更すべきです。
- ・ パスワードを設定する際は、容易に解読されないように、数字やアルファベット、記号等の無作為の組合せとし、定期的に更新することが大切です。
- ・ パスワードの不正使用は犯罪になります。たとえ知っていてもそれを使って、無断でネットワークへ接続しないよう指導する必要があります。
- ・ IDやパスワードの貸し借りをしないようにする指導も大切です。

②コンピュータウィルス対策

- ・ コンピュータウィルスに感染すると、内部のプログラムやデータを勝手に削除したり、書き換えたり大きな被害を受けます。また、メールに勝手に添付され、ネットワークを介して多くの人にばらまかれ被害を拡大するものもあります。ウィルスの特徴やどのような被害を与えるかなど基本的な知識を身につけるとともに、適切な対処をおこなう必要があります。
- ・ ウィルスの侵入を防ぐためには、以下のことを徹底しましょう。

○ウィルス対策ソフトをインストールするとともに、常に最新の対策ソフトに更新する。

○見知らぬ差出人からのメールや添付ファイルは開かない。

○添付ファイル等を開く際は、必ずウィルスチェックを行う。

○ポイント

・ ネットワークを利用するには、情報漏えいやコンピュータウィルスへの感染を防止するために、適切なセキュリティ対策を講じていますか？

③セキュリティホールの修正

- ・セキュリティホールとは、[※]OSやアプリケーションソフトの設計ミスなどによって生じた、システムのセキュリティ上の弱点を指します。放置しておくと、悪意のあるユーザーに不正にコンピュータを操作されてしまう可能性があります。また、ネットワーク上の「踏み台」とされ、不正アクセスや不正なメール配信がおこなわれることにより、知らないうちに加害者となる可能性もあります。
- ・セキュリティホールを修正するには、OSやアプリケーションソフトのメーカーのWebページ等に公開されている修正プログラムをインストールする必要があります。

④ネットワーク上での情報漏えいの防止

- ・スパイウェアとは、パソコンを使うユーザーの行動や個人情報などを収集し、得られたデータをマーケティング会社などの作成元に送るアプリケーションソフトです。[※]無料のソフトウェアとセットで配布されたり、ホームページを閲覧するだけで侵入したりするものがあります。ウイルスのように感染や破壊活動をするのはまずありませんが、収集した個人情報が悪用される可能性も考えられますので、注意が必要です。

- ・Cookie（クッキー）とは、Webサイトを閲覧した際、そのサイトが利用者のパソコンに作成するテキストファイルのことです。氏名、電子メールアドレス、自宅または勤務先の住所、電話番号などの個人情報も保存できます。

しかし、このCookieは正しく使用されれば便利な機能ですが、その反面、悪意のあるWebサイトなどの場合、記憶された情報をそのサイトの運営者が意図的に流用するケースもあり、他人が大事な個人情報を盗む際の手段ともなりうるということがわかりました。対策としては、以下のようなことが考えられます。

- ・Cookieを削除、またはCookieの利用を制限すること

Windowsフォルダ内のCookiesフォルダに保存されているファイルを削除またはブラウザの操作で削除、あるいは利用を制限する。

- ・共有パソコンを使用する場合は、以下の対策が考えられます。

インターネットカフェなど、不特定多数の人が使うパソコンでインターネットを利用する場合には、Cookieの削除を絶対に忘れないようにすることが大切です。

(4)トラブル発生時の対応

①保安上の問題などが発生した場合に備えて

迅速に対応できる組織作りや手順をあらかじめ定めておくことが大切です。

どのような問題かを分別し、学校としての対応を考えましょう。

- ア 何が問題なのか（困ったこと、嫌なことは何か）
- イ 何を、どのようにしていたか（操作の手順や状況）
- ウ 何を指導すべきか（指導、注意、再発防止など）
- エ 対処すべき相手は誰か（校内、保護者、外部機関など）



問題の分析の観点

- ・どれくらい緊急に対応を要する問題か
- ・子どもたちによる意図的に引き起こされた問題／意図せず偶発的に発生する問題
- ・調査や対策に専門技術者や対応機関の支援を要する問題かどうか
- ・校内だけの問題か／対外的な問題か
- ・個人の問題か／全体に関わる問題か

学校としての対応

- ・子どもたちの意識・行動や情報モラルに関する教育的指導
- ・子どもたちの心理的なケア
- ・対外的な連絡調整や謝罪など
- ・再発防止のための指導・援助

②ウィルスに感染した場合

ウィルスに感染した場合は、一時的にシステムを停止させたり、感染したコンピュータをネットワークから切り離したりする措置をとり、ウィルスを除去しましょう。

③校内だけで対処できない場合

校内だけで対処できない場合は、必要に応じて教育委員会や警察へ連絡して下さい。混乱を避けるため、外部への対応は窓口を一本化することが大切です。

扱いが微妙な問題や法的な知識が必要な場合は、専門家のいる相談窓口にご相談することが大切です。

○学校教育の中での情報モラルに関する相談窓口

- ・情報モラル教育サポートデスク（県立教育研修所情報教育研修課）
(0795) 42-3104
- ・県教育委員会企画調整担当課長（情報教育担当）
(078) 362-3779

○ネットワークを介したトラブル等に関する相談窓口

- ・県警（生活安全情報）
<http://www.police.pref.hyogo.jp/seikatu/frame.htm>
- ・サイバー犯罪対策係（078）341-7441内線3032
- ・警察なんでも相談（078）361-2110
（プッシュ回線，携帯電話，PHSの方は#9110）

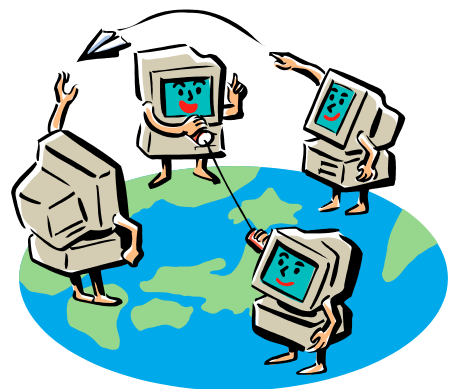
○ネットショッピング，特定商取引法などのトラブルに関する相談窓口

- ・消費生活センター <http://www.kokusen.go.jp/map/>
- ・県立神戸生活創造センター消費者生活相談窓口
(078) 360-0999
<http://www.sozoc.pref.hyogo.jp/soudan/seikatsu/shohi.index.htm>
- ・インターネット消費者被害対策弁護団
<http://www1.neweb.ne.jp/wb/licp/>

④インターネット上の不適切な情報

インターネット上のホームページや掲示板に学校や在籍児童生徒等に関する不適切な情報が掲載されている場合の削除依頼は、次のように行います。

- a) 掲示板の運営者に電子メールにて削除依頼を行う。
- b) 上記で削除できていない場合は、^{*}プロバイダに削除依頼の連絡を行う。



○ポイント

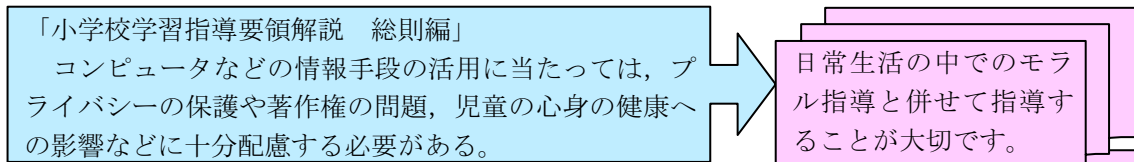
- ・トラブルが発生した場合に備えて、組織作りや対処の手順を予め定めておくことが大切です。
- ・インターネット上のトラブルへの対応を参照（付9）

(5) 発達段階に応じた情報モラル教育

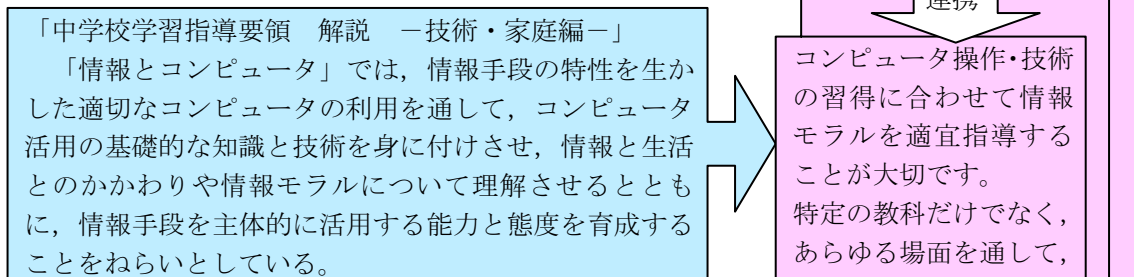
教育課程への位置づけ（道徳，特別活動，総合的な学習の時間との関連づけ）が必要です。

例えば，発達段階に応じたカリキュラムの作成にむけ，「学習指導要領」や「学習指導要領解説編」等には，以下のように示されています。

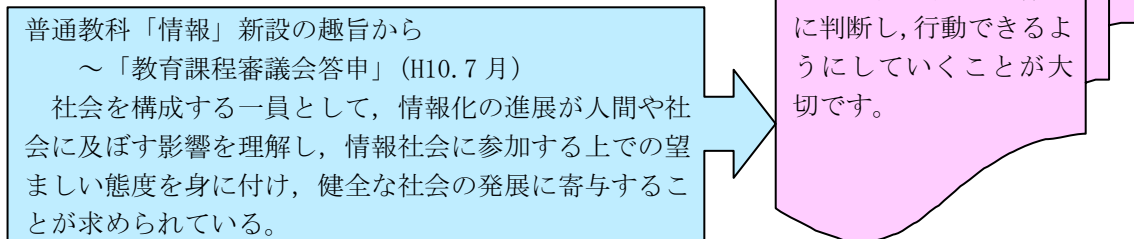
① 小学校での位置づけと取り扱い



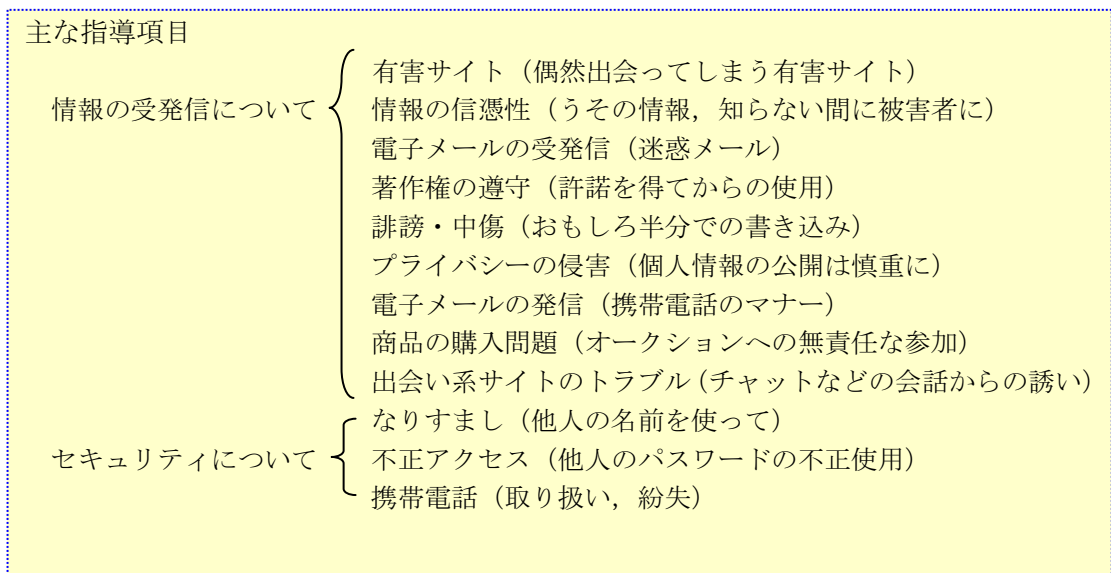
② 中学校での位置づけと取り扱い



③ 高等学校での位置づけと取り扱い



情報モラルの指導にあたっては，学校全体として意図的・計画的に行っていく必要があります。そのため，まず子どもたちの実態を把握し，個人情報取り扱い，著作権，誹謗・中傷，セキュリティ，ネチケットなど，情報モラル指導に必要な項目を整理して具体的な指導内容を発達段階に応じて指導することが大切です。



○ポイント

・すべての教員が情報モラルの指導ができるように，学校全体での取り組みが大切です。

(6)家庭との連携

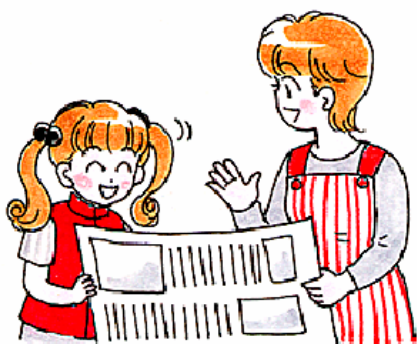
情報モラルはこれまで保護者が学んだことのない概念・知識を含むため、当面は学校が中心となって指導を行っていく必要があると考えられます。家庭・保護者との連携においては、学校でどのような情報モラル指導をしているのかを知らせ、理解や協力を得ながら進めることが大切です。

①児童生徒の利用実態と保護者の意識のズレ

児童生徒のインターネットの利用実態のうち、自分のWeb ページを公開しているケースがあります。このことに関しては保護者が知らない等、意識が低いようです。また、携帯電話の利用実態についても保護者のねらいとズレが生じていることが指摘されています。まず、ズレが生じている実態を把握し、保護者に事実を伝えた上で、連携を進めていくことが大切です。

②インターネットや携帯電話の使用についての啓発

- ・学校だよりなどを家庭や地域に配布することにより、インターネットや携帯電話の活用について学校で指導できること、できないことを明らかにしていく必要があります。
- ・情報モラル育成に向けた資料を作成し、家庭や地域社会におけるインターネットや携帯電話の使い方やセキュリティ対策、様々なトラブルに巻き込まれないための対策を紹介することも重要です。



独立行政法人教員研修センター
「情報モラル研修教材」より

③児童生徒の様子の変化は要注意

- ・生活のリズムの乱れや人間関係の変化等ネット中毒やテクノストレスの兆候と思われる症状が見られたときは、家庭にも協力を依頼し、児童生徒の様子を観察しましょう。
- ・コンピュータやインターネットの利用が原因である場合は、家庭の協力を得ながら生活のリズムがコントロールできるようサポートが必要です。また、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等に相談しながら対応を進めましょう。

④トラブルに巻き込まれたら

トラブルに巻き込まれたと相談を受けた場合は、必要に応じて適切な相談窓口を紹介しましょう。

⑤冷静な対処も必要

マスメディアで報じられる新たな事件などのニュースには冷静に対応するよう呼びかけましょう。新たな事件や社会現象については、インターネットやケータイが関係したと報じられても、社会的、心理的な現象に関しては、そう簡単に因果関係がわかるものではなく、一概にインターネット等が原因と特定できるものではないことを理解してもらう必要があります。

○ポイント

- ・学校でできることとできないことを明確にして、家庭や地域の協力を求めましょう。
- ・情報モラルに関する資料を配布するなどして、具体的な対策等を知らせることが必要です。

6 授業実践事例

県教育委員会では、平成16年度県立高等学校3校を「県立学校情報モラル研究モデル指定校」として、情報モラル育成に向けた先進的実践研究を進めてきました。

各研究校では、情報モラル推進委員会を設置し、年間カリキュラムの作成、生徒・教職員等への情報モラルに関する実態調査、教科「情報」以外での他教科における情報モラル教育の在り方などを研究してきました。以下に、代表的な実践事例を紹介します。

(1)年間カリキュラムについて（A校の例）

月	内 容	教科・科目
4月		
5月	情報モラルについての意識調査	情報 A
6月	セキュリティについて	情報 A
7月	著作権とコピーについて	音楽
8月	消費者問題と情報モラル	現代社会
9月	著作権と情報モラル	情報 A
10月	文章表現と情報モラル	国語
11月	電子メールのルール&マナー	HR
12月	情報モラルについての意識調査(変化)	HR
1月	情報発信と情報モラル	情報 A
2月	1年間のまとめ	各教科
3月	主に1年生を対象に指導	

(2)情報モラル研究授業について（B校の例）

テーマ：知的財産権 1年 教科「情報C」		
<p>目 的：夏季課題で収集した新聞記事をもとに、「情報社会の光と影」というテーマで班別のプレゼンテーションの制作活動に入るが、著作物としての新聞の扱いの観点から知的財産権について整理する。また、生徒自身の著作権に対する認識を調べるとともに、生徒自身がもつ著作権についても考えさせ、正しい手続きによって利用の許諾請求することについても触れる。</p>		
時間	指示・説明	備考
0	<p>ログオンの確認 前回の記録を回収。今回の記録を配付。 担当者から本授業の説明</p>	<p>・パスワード忘れは再発行手続き</p>
5	<p>著作権について生徒の意識を書き出させる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・著作権と聞いて、まず何を思い浮かべるか？ ・自分自身が著作権を侵害した経験はあるか？それはどのようなものか？ ・何が問題なのか？ ・自分は著作権者であるか？ 	<p>・ワードプロセッサで項目ごとに記述させる</p>
15	<p>討議（グループ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6人のグループでお互いの意見を読みあい、まとめる 	
25	<p>代表者による発表</p>	<p>・要点の整理</p>
35	<p>いくつかの事例について、可否を判断させる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の立場で ・著作者の立場で 	<p>・ワードプロセッサで項目ごとに記述させる</p>
	<p>討議（グループ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6人のグループでお互いの意見を読みあい、まとめる ・許諾を得る方法 	

(3) 校内研修について (C校の例)

	内 容	備 考
第1回	情報リテラシー研修及び情報モラル研究について 内容：ワープロソフト、表計算ソフトの活用 生徒、教職員へのアンケート調査について	全教職員対象
第2回	情報モラル研究について 内容：アンケート結果に報告 著作権について	全教職員対象
第3回	情報リテラシー研修及び情報モラル研究について 内容：教師用コンピュータと校内ネットワークの利用 個人情報等の管理について	全教職員対象

校内研修の反応

【教職員からの感想】

- ・「個人情報」の扱いについては、デジタルデータの保管場所等に留意し、外部に持ち出さないなど、自分自身を守るためになると理解できた。
- ・書類を廃棄する際に、古紙回収にする分と内部廃棄するものとの分別を心がけるようになった。
- ・研修会等を通じて、未知の世界（インターネット）を知ることが出来た。特にチャット・掲示板の利用方法と生徒の活用実態について、自分の生活圏外のこととはいえ、新たな世界を知ることが出来てよかった。
- ・教材を作成する際に、「著作権」に留意し教材研究を心がけるようになった。
- ・教科の垣根を越え、モラル・ルールの指導に向けた教職員のモチベーションを高め、指導の強化を図る必要がある。
- ・データを共有している本校の現状を踏まえた上で、作成者の意図を理解し、常に「倫理観」を教職員一人一人が持ち、取り組む必要があると感じた。

(4) 情報モラル研究指定校の生徒の反応

- ・インターネット上での「個人情報」の扱いについて、十分気をつける必要があることが理解できた。
- ・ID・パスワードの管理をもっとしっかりすることが必要だと感じた。
- ・普通に友達と話すには通話よりもメールの方がより早く伝えられるし楽しくできると思う。また、何かのトラブルがあった時は、メールよりも通話の方が早く伝わると思う。全体的に携帯電話はどこに行っても役立つことがわかりました。しかし、近年では出会い系サイトやカメラ付きでの悪質な盗撮が急増し、苦情が数多くでており今後、改善すべき点だとも思いました。
- ・情報モラルが身近なものとして理解できた。



付1 用語解説

- 5W1H…………… WHEN (いつ), WHERE (どこで), WHO (誰が), WHY (なぜ/何のために), WHAT (何を), HOW (どうする)
- OS…………… Operating System の略。コンピュータの基本ソフトウェア。MS-DOS , Windows , Mac OS, Linux OS などがある。
- ID…………… (identity) ネットワークなどの接続やコンピュータを起動する際に、利用者を識別するために利用者一人ひとりに割り振られ使われる文字列のこと。通常、パスワードと一緒に入力し、正規の利用者であることを示すために使う。
- LAN…………… Local Area Network の略。学校内や会社内、家庭内など、限定された場所でのコンピュータネットワークをLAN という。
- Web ページ…… インターネット上で閲覧できる情報の集まり。一般的にホームページと呼ばれるものである。ブラウザで閲覧でき、Web ページと呼ぶことが適切。
- アップロード…… コンピュータからネットワーク上のサーバ等にファイルを転送し、他のユーザーにそれを公開すること。
- アプリケーションソフト…… ワープロや表計算、データベースなど、コンピュータを使って、それぞれの目的を実現するためのソフトウェアのこと。アプリケーション・ソフトウェアを略した言い方。また、さらに略されて「アプリ」「ソフト」と略されて呼ばれることもある。
- インターネット…… (The Internet) 各地に散在するコンピュータネットワーク (LAN や WAN) 同士を専用線によって接続したはかりきれないほどの巨大なネットワークのこと。「現実のネットワークのネットワーク」と呼ばれている。
- オンラインショッピング…… インターネットを利用した通信販売。ユーザーが Web ページ上で商品の購入を依頼すると、商品が宅配便などで配送される。支払いにはクレジットカードや、代金引き替えの方法がある。ネットショッピングなど、様々ないい方がある。
- コンピュータウイルス…… 正常なシステムやコンピュータ等の動作を妨害する目的で作成されたコンピュータプログラムの一種。コンピュータウイルスは、いわゆるクラッカー (不正行為を行う利用者) が、プログラマとしての自分の能力を誇示するために作成されることがある。今や、予防としての対策ソフトウェアの利用は不可欠である。
- サーバ…………… ネットワークの中心となるコンピュータをサーバコンピュータと呼び、略してサーバという。ファイルを共有してネットワークに接続しているユーザーが使えるようにするファイルサーバ、Web ページを発信する Web サーバ、メールの送受信を行うメールサーバなどがある。
- スパムメール…… 迷惑メールの一種で、電子メールを利用して、不特定多数の受信者に対して無断で大量に送信されてくるメッセージ等の総称。内容は主に商品の広告などが多く、ほかにも架空請求詐欺の手口等にも使用される。
送信者は、自動検索で Web 上のメールアドレスを収集して、メールを送りつけてくる。そのための対策として、メールアドレスを Web ページや掲示板で公

開しない、メールアドレスを図形化する。フィルタリング機能を利用するなどがある。

ダウンロード…… ネットワーク上で公開されたファイルを、自分のコンピュータやケータイに転送すること。

チェーンメール…… 他人から送信されてきたメッセージと同内容のメッセージを、他の複数の相手に対して送信させようとするメールで、いわゆる電子メールの「不幸の手紙」である。

「このメールを転送して友達に知らせてあげましょう」などと、他人への転送を煽る内容がある場合には注意が必要である。いたずら目的やマルチ商法への勧誘などがほとんどであるが、稀に善意の呼びかけなどがチェーンメール化してしまうこともある。しかし、チェーンメールはサーバやネットワークに負荷をかけてしまうため、受け取った場合は内容にかかわらず転送しないのがマナーである。

チャット…………… ネットワークを通じてリアルタイムで複数の人がテキストの入力を通じて会話をするシステム。電子掲示板やメーリングリストと形式は似ているが、リアルタイム性の有無が最大の違いである。また、ビデオカメラで映像を写しながら会話するビデオチャットがある。

電子メール…………… 郵便の電子メッセージ版。郵便と同様に、文書に宛名（電子メールアドレス）を指定して、文書を送信する。写真等のファイルを送ることができる。

電子メールアドレス…… インターネット上の電子メールにおいて使用される住所のことで、「×××@hyogo-c.ed.jp」のように@（アットマーク）で前半のアカウント部分「×××」と、後半のドメイン部分「hyogo-c.ed.jp」とに分けられる。ドメインはインターネット上の住所にあたる部分で、prefは行政機関、hyogoは兵庫県、jpは日本をそれぞれ表す。前半のアカウントは、ドメインの中の利用者を区別するために使用され、この場合×××の部分アカウントにあたる。前記のメールアドレスなら「日本にある兵庫の行政機関の、×××という利用者」を示すこととなる。

運営する団体の属性はほかにco（企業など）or（会社以外の組織）、ne（ネットワーク関連の団体）go（政府機関）、ed（小、中、高校、教育センター等の教育機関）、ac（大学や専門学校）などがある。

電子掲示板…………… BBS（Bulletin Board System）とも呼ばれている。インターネットなどで、そこにアクセスしてくる人々と文字によるコミュニケーションを行える機能。特定の趣味やテーマなどを掲げていることが多く、インターネットでも数多く見ることができる。写真やリンク先を指定するなどの機能を付加した掲示板もある。

パターンファイル…… ウィルス対策ソフトがコンピュータウィルスを発見及び削除するために必要なファイルで、各メーカーが配布している。ウィルスは次々に新種が発見されるので、パターンファイルも常に最新のものに更新することが望ましい。

別名でウィルス定義ファイルとも呼ばれる。

バックアップ…………… なくなると困るファイルを別の記録メディアにコピーして保存すること。

プライバシーポリシー… Web ページで、そのページの管理者が得た個人情報をどのように扱うのかということを決めた規範のことをさす。オンラインショッピングを利用したり個人情報を送信する際には、特にそのページのプライバシーポリシーを熟読し、不備があったり明確でなかったりする場合には利用を避けた方がよい。

ブラウザ…………… Web ページを見るためのソフトウェア。

フレーミング………… ネットワーク上で、相手が激昂するよう挑発したり侮辱するようなメッセージを掲示板に書き込んだりすること。ネットワーク上でのコミュニケーションは相手の顔が見えず、表情や口調が伝わらないため、意図せずにこのようなメッセージを発してしまいトラブルとなることがある。また、このようなメッセージが原因で起こるネット上での喧嘩を「フレーム」、「フレーム合戦」などと呼ぶ。

プロバイダ…………… インターネット接続業者のこと。ISP (インターネットサービスプロバイダ) とも言う。一般的には、プロバイダにADSL、光ファイバー、ケーブルTV、電話回線等を使って接続し、インターネットを利用する。

ホームページ…………… ブラウザソフトに登録して起動時に表示するように設定してある Web ページのこと。インターネットの普及にともなって単に Web ページの集まりのうち、冒頭に表示されるページをホームページと呼ぶようになった。

無料ソフト…………… 作者が著作権を留保したまま、主にネットワーク上で自由にダウンロードして無料で使用できるソフトウェアのこと。

メーリングリスト…………… インターネットメールを利用して、参加者全員に同じメールを配信するシステム。たとえば参加者の中のひとりがメーリングリスト宛にメールを出すと、参加者全員にそのメールが配信され、だれかがそのメールに返事を出すと、そのメールも参加者全員に配信される。共同学習やクラブ活動、研究会等の情報交換に利用すれば便利である。

メールソフト…………… 電子メールを送受信するためのソフトウェア。メーラーとも呼ぶ。

ライセンス契約…………… 購入したソフトを使用する権利、使用許諾のこと。通常、ライセンスの取り決めで1本のソフトウェアの使用は1台のパソコンに限られている。だが、企業の大量導入などの際は、複数のユーザーのライセンスを認めた「ライセンスパック」や「サイトライセンス」を購入すると、別々にライセンスを受けるより割安となる。

リンク…………… インターネットで、ある Web ページ上から別の Web ページへ接続すること。ハイパーリンクとも言う。

付2 情報モラル指導に関するQ&A

【著作権に係るもの】

Q 1 学校の Web ページに校歌の歌詞を掲示し、加えて校歌が流れるようにしたいのですが、そのことに係わって著作権等、留意すべきことはどんなことですか。

A 1 音楽の著作権については、通常著作者の死後も約 50 年保護されることとなっています。校歌においても、著作権が保有されている場合には、原則として作曲者や作詞者等、いわゆる著作者の許諾が必要となります。詳細については、下記 JASRAC ネットワーク課の Web ページを参照下さい。必要に応じて、使用の「許諾マーク」が発行されます。

(<http://www.jasrac.or.jp/network/contents/schoolsong.html>)

また、音楽を使用する適用条件として次の 3 つがありますので、加えて留意ください。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 「学校教育法に定める学校」が主体となって行う配信であること② 「教育の一環として」の利用であること③ 「情報料及び広告料等収入のいずれもない」こと |
|---|

Q 2 保護者会で講演を企画し、招いた講師による講演が好評だったので、テープ起こしをして講演録を作り、保護者に配布することは可能でしょうか。

A 2 あらかじめ録音・テープ起こし・講演録作成・配布まで含めて講演者の許可を受けておく必要があります。あとから講演録の作成等が決まった場合もその都度許可を得る必要があります。

Q 3 著作物をフロッピーディスク等外部記憶媒体にコピーすることは、複製権の侵害となりますか。

A 3 フロッピーディスク等外部記憶媒体にコピーすることは、PC を介して外部記憶媒体から著作物を複製したことになりますので、著作権に抵触することになります。ただし、プログラムのバックアップコピーをとることは、このかぎりではありません。

参考：著作権法（抄）

第 21 条（複製権）

著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。

第 47 条の 2 第 1 項（プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等）プログラムの著作物の複製物の所有者は、自ら当該著作物を電子計算機において利用するために必要と認められる限度において当該著作物の複製又は翻案（これにより創作した二次的著作物の複製を含む。）をすることができる。（以下略）

Q 4 リース期間が終了したコンピュータが他校より移設され、台数が増えました。ところが、従来からあるコンピュータにインストール済みの学習用ソフトウェアがインストールされていません。今まであったソフトウェアをインストールしてもかまわないでしょうか。

A 4 当該ソフトウェアを導入した際のライセンス数を確認ください。ライセンス数が確保されており、利用契約の範囲内であれば利用可能です。

Q 5 文集やパンフレット、学校 Web ページ等において、インターネット上で提供されているイラストや素材を活用したいのですが、留意すべきことはどんなことですか。

A 5 当該の「利用規程」を必ず読み、その規程に則って使用してください。

Q 6 文化祭の合唱で、ヒット曲を歌うこととなりました。どこかに許諾を取る必要がありますか。

A 6 営利を目的としない文化祭で合唱する場合は、著作権法第 38 条により著作権者に許諾をとる必要はありません。

参考：著作権法第 38 条（営利を目的としない上演等）

【教育的目的に関係するもの】

Q 1 教師が教材として使用するため既存の著作物（新聞記事等）をスキャナで読み込み、使用しました。これは、著作権の侵害になりますか。

A 1 新聞記事等をスキャナで読み込むことは、複製行為となります。しかし、授業者（指導者）が個人所有物とせず、授業で使用するかぎり複製することは可能です。（但し、あきらかに教科学習を目的とした問題集のコピーなどは、状況によっては違法になる可能性がある。）

参考：著作権法第35条（学校その他の教育機関における複製）

学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担任する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

Q 2 教材（資料）として新聞記事を活用し、授業を実践しました。その実践は市内の研究紀要にまとめられ、冊子として配付されますが、授業で資料として活用した新聞記事を冊子に収めても構わないのでしょうか。

A 2 著作権法 35 条にあるように、学校において教育を担任する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用とする場合に、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができます。が、冊子となり配付されるとなれば、やはり新聞社等への許諾が必要となります。

【個人情報保護に関係するもの】

Q 1 成績処理に係るデータを校内サーバに置き、データを共有していますが、流出について気になります。データ保管についてどのような方法があるのでしょうか。

A 1 利用に係る管理については、「アクセス権の設定」「パスワードの設定」「アクセスログの管理」等が必要となります。また、外部への流出を未然に防ぐ方法として、保管場所をサーバ内ではなく、MOやFDなどの媒体で金庫等への施錠保管が必要です。さらに、こうした管理方法がなぜ必要なのか、利用者である教職員間で話し合う必要があります。

Q 2 ある先生は、クラブ活動の指導で遅くなるので、学校のパソコンをいつも家に持って帰って仕事をしています。このことは何が問題でしょうか。

A 2 学校での業務は、公の業務です。その業務を個人の家に持ち帰って行なうことが問題です。学校での業務は学校で行うようにして下さい。

Q 3 ある先生は、クラブ活動の作業を生徒にやらせています。この時、データを使う必要性から先生のIDで入って生徒に作業をさせています。このことの問題点は何ですか。

A 3 職員用のネットワークには個人情報に関する内容が含まれている可能性があります。職員用のネットワークと生徒用のネットワークは明確に区別し、生徒に職員用のネットワークにアクセスできないようにしてください。

Q 4 ある部活動の顧問をしている教員が練習試合等の連絡用に部員の生徒達に各自の携帯電話の番号とメールアドレスを交換するように指示しました。何か問題はあるのでしょうか。

A 4 携帯電話の番号やメールアドレスは個人情報です。したがって、生徒、保護者の同意を得るとともに、お互いに他に漏らさないというルールを確認する必要があります。もし、このルールが守れないようであれば、使用は止めるべきです。

また、教員によるセクハラ防止のため、教員が生徒の携帯電話に連絡することを禁止しているところもあります。

Q 5 保護者を名乗る者から電話があり、担当がないのでかわりに他の職員が電話を受けました。すぐに連絡をしたいと言われたので担当の携帯電話番号を教えて直接連絡をしてもらうようにしました。

A 5 電話を受けた人が保護者の電話番号を聞いて、電話を切り担任と連絡を取り、担任から保護者に電話するべきです。本当に保護者なのかは確認できないし、本人以外の第三者が携帯電話の番号などは教えるべきではありません。

Q 6 児童生徒の家庭や校区の地域住民の方々に「学校だより」を配付しています(紙媒体)。その紙面を学校 Web ページにそのまま掲載していいものでしょうか。

A 6 学校 Web ページに掲載するにあたり「学校だより」に、教職員や児童生徒の氏名等、個人情報が記載されている場合は、少なくとも本人や保護者の同意が必要となります。また、教職員や児童生徒の写真等、人物が特定できるようであれば、その場合も同意が必要です(肖像権の侵害)

(※氏名等については、削除して掲載することを勧めます。写真については、遠景のもの等、人物が特定できないような写真やそのように加工されたものを使用することを勧めます。)さらに、文中に引用がある場合は、引用する部分をカギカッコ(「 」)で表示する方法等により、自己の文章と他人の文章を区別できるようにする必要があります。また、引用されて利用される著作物の出所を明示も必要です。詳細は、著作権法 32 条、同法 48 条を参照下さい。

Q 7 学校 Web ページに児童生徒の制作した作品を紹介するページを設けています。留意すべきことはどんなことですか。

A 7 制作した本人の名前も加えて掲載するというのであれば、個人情報が含まれることになるので、本人と保護者の同意が必要となります。

(※そもそも作品には著作権が働くので、無断掲載はできません。)

Q 8 校内で、Web ページの担当をしています。ある保護者より、「生徒の活動がわかるように、写真を載せて欲しい」という要望がありました。どのように対処すればよいですか。

A 8 写真は個人に関する情報であり、その取り扱いについては、県及び市町の条例等で定めがありますのでそれに従った処理が必要です。

※その他個人情報保護

Q 9 学校のメールアドレス宛にアダルトサイトのダイレクトメールが来ることがあります。それらを来ないようにすることはできますか。

A 9 送信先が決まっている場合は、サーバの設定によって拒否することができる場合がありますが、実際上は、送信先がいくつもあり変動する場合があります。頻繁にきて業務に支障をきたすときは、メールアドレスを変更することも考えられます。

Q 10 B 子さんはある男性に、B 子さんの携帯電話番号やメールアドレスと交際相手を求めているかのようなコメントを、出会い系サイトに書き込まれた。これを見た人たちから多数の電話やメールが殺到した。どのように対処すればよいですか。

A 10 掲示板等で個人情報を勝手に公開されたり、誹謗・中傷されたりした場合は、掲示板等の管理者に情報の削除を要請しましょう。偽情報と判断されれば削除してくれるはずです。また運営者がプロバイダの場合は、プロバイダ責任法に従って削除や書き込み者への対応をしてくれます。損害によっては、弁護士と相談したり、警察へ届け出ることが必要です。

Q11 インターネット上の掲示板に、生徒が学校に対する批判を書き込んでいます。中には教師を名指ししているものもあります。どのように対応すればよいでしょうか。

A11 外部の掲示板への書き込みは、街中で友人と学校の噂話をしているのと同じように捉えられるのではないのでしょうか。そこで学校の批判をしたからといって書き込みをした生徒を探し出し咎めることは望ましい対応ではありません。それよりも、自分の学校の内情を公開することが自分自身にとってプラスになることなのかどうかを全校生に対して訴えかける指導が必要でしょう。

ただし、他の生徒の人権が損なわれるような書き込みがある場合には、書き込みをされた生徒を守るために迅速な対応が必要となります。

【その他】

Q1 教職員個人のノートパソコンを校内LANに接続する場合、留意すべきこと、予め準備しておくべきことはどんなことでしょうか。

A1 管理者へ事前承認を受け、LANへ接続するための手続きを受けてください。
ウイルス対策、ライセンス違反等に留意し、自己管理に努めるとともに、共有データの管理等、当該コンピュータの公私のけじめにも留意が必要です。

Q2 情報担当のA先生は、学校にノートパソコンが配備されたので、各教室に置いていつでも生徒がインターネットを利用できるようにしたいと考えました。どのような点に注意する必要がありますか。あるいは何か問題がありますか。

A2 プロキシサーバを経由させるなど、直接外部に出て行かないような設定をしたり、ログをとって不正なアクセスやその他のトラブルに備えたりすることが重要です。また、インターネット利用に関するガイドラインを定め、一定のルールにしたがって利用するような教育が必要です。また、ワイヤーで固定したり、使用後は施錠できるロッカーに片付けたりするなど、ノートパソコンの盗難を防止する手立ても必要です。

Q3 家庭での携帯電話やコンピュータの使用について、保護者にどう説明していけばよいですか。

A3 まず、家庭での実態を把握することです。アンケートでもよいし、年度初めなら、家庭訪問のとき話題にして聞いてみるのも一つの方法です。次に、家で携帯電話やコンピュータを使っている児童・生徒の保護者が、自分の子どもの使用実態を把握しているかどうか問題になります。

保護者が料金のことしか気にしておらず、使い方や内容はまったく知らないということもよくあります。次に、携帯電話やコンピュータの使い方によっては、子どもに大きな影響があることや、学校としてはこのような使わせ方を望むという方向性を保護者に知らせていくことです。必要に応じて懇談会などを開いて勉強会をもったり、学級通信の中に話題として取り上げたりすることで、保護者に知ってもらうとともに、家でも話題にしてもらうことです。もちろん、そのときには、学校として、子どもの家での携帯電話やコンピュータの利用についてのスタンスを明確にする必要があります。最終的には、家庭での使用については家庭で判断、指導してもらうのが原則ですが、どう指導するかについての材料を示し、“ここだけは”ということについては押さえておくことが大切です。

それらの使用について保護者、学校、子どもがオープンに話題にし、その中で家庭・学校それぞれがルール作りをしていくことができればよいでしょう。

Q 4 保護者より「子どもが自宅で有害な Web ページを見ないか心配だ。家庭ではどのようなことに気をつければよいだろうか。」という相談を受けました。学校としてはどのようなアドバイスをすれば良いでしょうか。

A 4 まずは、子どもとインターネットやコンピュータの利用方法、注意事項などについて次のような話し合いを持つことが重要です。

- ・ Web 上には様々な情報があるということ。
- ・ 自分の意志に関わらず予期せぬ情報に出会うことがあること。
- ・ その情報が本当に正しいか、自分にとって有益かを判断しながら利用すること。
- ・ 利用する上において、費用や責任が発生していること。
- ・ しっかりと目的を持って利用すること。
- ・ 有害なサイトに出会っても、見ないこと。
- ・ フィルタリングソフトを導入すること。

その中で、インターネットの光と影の部分を理解させるとともに、使用についての約束等を相談してはどうでしょうか。そして、困ったことや不安に思うことが起こったら、すぐに家の人や先生に相談するように話しておきましょう。

また、居間など家族の共有場所にコンピュータを置くなど設置場所を工夫することや、子どもと一緒にインターネットを利用する時間を持つこと、プロバイダとの契約において、家庭用のフィルタリング機能を導入することなども有効です。

Q 5 Aさんは、「クレジットカードに係る登録情報を更新するため、指定する更新用サイトにアクセスし、個人情報を入力して欲しい」という内容のメールを受け取った。Aさんは早速、メール本文にリンク先 URL が記載されている更新用サイトで個人情報を入力した。数日後、買った覚えの無い商品の料金請求書がAさんの元に届いた。どのような指導をすればよいでしょうか。

A 5 実在するクレジットカード会社や銀行などを装った内容のメールを無作為に発信して、利用者の個人の金融情報を騙し取り、なりすまして不正な売買をフィッシング (phishing) 詐欺と言います。このような個人情報を騙し取るための Web サイトは、実在する企業の Web サイトに似せたデザインになっていたりします。

もし、個人情報の入力を Web 上で求めるメールを受信したら、契約しているクレジットカード会社や銀行などへ問い合わせ確認するとともに、県警のサイバー犯罪相談窓口へ情報提供をします。

被害に遭われた場合はクレジットカード会社や銀行などへ連絡し、クレジットカードの利用停止を行った後、最寄りの消費生活センターや警察に相談することが望ましいでしょう。

Q 6 生徒から、「携帯電話に使った覚えのないサイト利用料の請求メールが届いた。どうすればよいか。」という相談を受けました。どのような指導をすれば良いでしょうか。

A 6 架空請求とよばれる詐欺の可能性があります。覚えのないサイトから請求電話・メールが来た場合、絶対に個人情報を教えないことが重要です。返信のメールを出したり問合せの電話をかけたりしてしまうと、相手に個人情報を教えてしまうことになります。メールアドレスから、名前や住所、電話番号などが分かることはありません。実際に利用していないのであれば相手にしないことが大切です。

このことは、メールだけでなく葉書や電話での請求も同様です。どのような形の請求であっても、「身に覚えのない請求」に対しては、支払う義務も必要もありません。不安がある場合は、国民生活センター、消費生活センター、弁護士会、警察署等に相談することが望ましいでしょう。

ただし、新しい方法の詐欺も出回っています。それは小額訴訟を悪用した架空請求です。「内容証明郵便」や裁判所からの「呼出状」が送られてきた場合には、すぐに上記の相談窓口へ相談することが大切です。

インターネット上でのトラブルへの対応について

1 苦情・被害の申し出

Web サイトを見た県民の方、掲示板や Web サイト管理者、などから電子メールや電話連絡等があった場合について

2 発生の把握 (事実確認)

(例) 生徒が、インターネットに公開しているホームページ及び掲示板、メール等へ不適切な書き込みをしたのでは？

対応① → 学校 (学校長を中心としたインターネット問題対策審議会を設置)

関係教職員による審査会議を持ち、問題箇所について審査を行う。
※各校におけるインターネットガイドラインでの問題等の発生した場合に関する要綱を遵守

問題有無の判断基準を予め決めておく
(例) 特定の者を誹謗・中傷した内容か。
安全を脅かす内容か。
その他

問題なし

問題となった箇所について記録

問題であると判断した場合

関係サーバ管理者の特定・(関係児童生徒の特定)

※市町立学校の場合

当該教育委員会に連絡

当該教育事務所に連絡

県教育委員会に連絡

公開中止依頼
(学校長が判断)

サーバ管理者 (インターネット公開) に連絡

問題箇所の情報公開を中止

対応②

問題箇所について検討

- 被害者への謝罪方法の検討
- 加害者への対応方法の検討
- 情報モラル等の指導
- 県教育委員会に措置方法の連絡

※市町立学校

- ①当該教育委員会に措置方法の連絡
- ②教育委員会から当該教育事務所に措置方法の連絡
- ③教育事務所は、県教育委員会に措置方法の連絡

被害者への対応

被害者等に当該学校長が対応

- ・謝罪及び経緯、今後の対応等について説明し、了解を得る。
- ・対応の記録をまとめる。

加害者への対応

加害者等に当該学校長が連絡

- ・経緯を説明し指導する。再発防止等を求める。
- ・対応の記録をまとめる。

課題の検討

対応③

事例をもとに今後の課題を検討
問題となった箇所について記録

- ・生徒への情報モラルやマナーの指導計画を再検討し、必要な指導をおこなう。
- ・必要に応じて、保護者会を開催する。
- ・記録を基にガイドライン等の見直しの有無等について検討する。
- ・職員研修会を実施する。

インターネット問題対策審査会を解散

※審査会は、学校長を中心とし、教頭、教務、総務、情報担当、生徒指導担当、学年担任等で構成します。

「情報モラル研修教材作成委員会」委員一覧

氏 名	所 属 ・ 職 名
岡 田 朋 之 委員長	関西大学総合情報学部・助教授
田 中 規久雄 副委員長	大阪大学大学院法学研究科・助教授
高 村 幸 恵 委 員	マイクロソフト株式会社・MSN 事業部 コミュニケーションサービスグループ・グループ シニアマネージャ
田 原 唯 志 委 員	兵庫教育文化研究所・所員
藤 本 久 男 委 員	兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課サイバー犯罪対策係・係長
魚 住 眞知子 委 員	稲美町立母里小学校・校長
笹 倉 邦 好 委 員	黒田庄町立黒田庄中学校・校長
三 田 恵美子 委 員	県立神戸甲北高等学校・校長
森 垣 泰 宏 委 員	県立和田山高等学校・教諭
白 石 守 委 員	県立教育研修所情報教育研修課・主任指導主事
谷 本 公 子 委 員	高校教育課生徒指導係・指導主事
白 井 研 二 委 員	義務教育課生徒指導係・指導主事

情報モラル研修教材作成委員会事務局
 兵庫県教育委員会事務局
 企画調整担当課長
 (情報教育担当)

(引用・参考文献)

- ・「青少年とインターネット等に関する調査の結果報告書」, 社団法人日本PTA全国協議会
- ・「ネット社会と子どもたち」, マイクロソフト株式会社MSN事業部
- ・「小学6年・中学1年の女兒の意識とインターネット利用について」, 株式会社ライフメディア
- ・「情報教育の実践と学校の情報化」新「情報教育に関する手引き」, 文部科学省
- ・文部科学省委託事業, 「情報モラル指導事例集」, 財団法人 コンピュータ教育開発センター
- ・独立行政法人 教員研修センター, 「情報モラル研修教材」, 財団法人 コンピュータ教育開発センター
- ・著作権入門 (平成16年度版), 社団法人 著作権情報センター
- ・文部省, 「中学校学習指導要領 解説 一総則編一」, 東京書籍
- ・文部省, 「高等学校学習指導要領 解説 一情報編一」, 開隆堂出版株式会社

おわりに

モラルやマナーは元来、日々の生活の中で育まれるものであり、一人ひとりの人格を構成する重要な要素です。それと同様に、情報モラルは、情報社会におけるその人その人の人間性を浮かび上がらせるものなのだといえます。したがって、情報モラルもまた、初めのうちは日常の場面において機会あるごとに意識し、繰り返し実践し、指導を積み重ねることによって、一人ひとりの生活の中で定着させていく必要があります。

古来より、新しい情報技術が社会の中に受け入れられるたびに、さまざまな摩擦が引き起こされてきました。しかしながら、その多くは誤解や先入観に由来するものであることが少なくありませんでした。

そもそも、ある情報メディアそのものが危険なものであったり、害悪をもたらしたりするものだというわけではありません。それらは、使う人びとの意識や人間性をより際立たせるものにすぎないのです。すなわち、情報メディアは社会や人間の鏡であるということができます。

以上のことをよく理解した上で、注意深く接していけば、今後、この教材の中で取り上げられていないような、新奇な出来事に遭遇したような場合でも、けっして恐れおののいたりする必要はありません。短絡的に原因を決めつけず、状況をよく見きわめることによって、きっと問題を解く道は開けるはずです。それに向けての第一歩として、この教材を十分に活用されることを願ってやみません。

委員を代表して 岡田 朋之

教職員のための情報モラル研修教材

～すべての教職員が身につけておきたい情報モラル～

発行日 平成17年3月

発行 兵庫県教育委員会 企画調整担当課長
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1

